

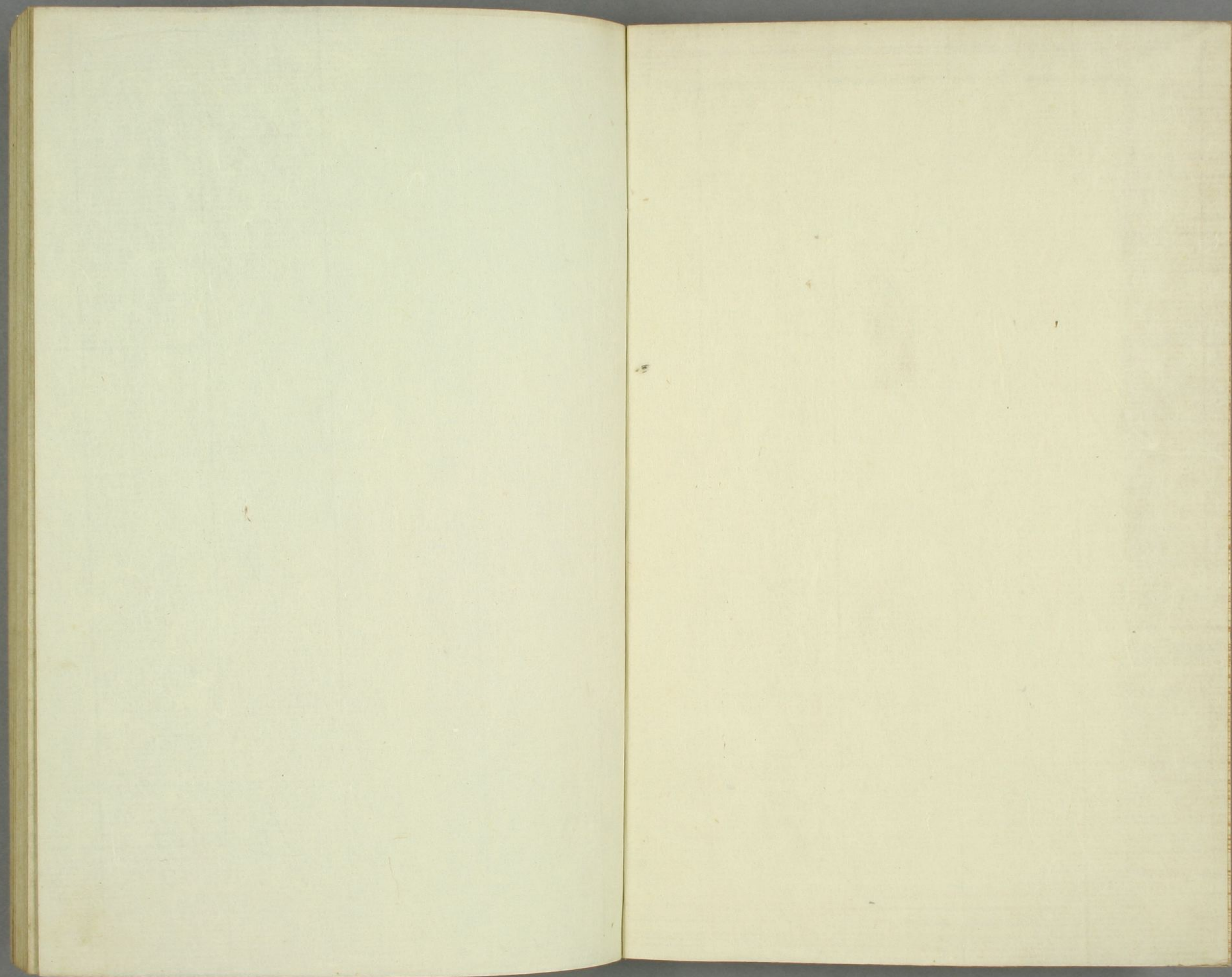


徳川實記抄録

六

特別
25
2142
8





延享 寛延 寶曆 天明 安永 天明

事此す久に取合ひの事終ふ事と申す
再圖之と抄入し重ぬははは定元副布乃
余所へかえし世にむらうり又後訂の料
を始りしきとの志の抄録し重ぬ
沖系國滿儀は時を以て冊子すみやの
祝部氏と誦す

後明院殿御實記抄

伊門
2142
86

延享二

河實記抄

後明院殿之部



明治十九年五月廿一日
林健三助
氏寄贈

一 延享二年九月廿五日 有徳院殿西楹より河院迄
あり後六日河院下より河院上あり河院上より河院下
仁孝より志をも河院上より河院下あり
有徳院殿特より河院上より河院下あり河院上より河院下
平の要道とあり河院上より河院下あり河院上より河院下
文武の要道とあり河院上より河院下あり河院上より河院下
あり河院上より河院下あり河院上より河院下あり河院上より河院下

口程力をまけり一紙のりくわと好く程漢の書籍を
ひろくみとるなり一のい歴代の事蹟をよく信託せ
らば巧馬劉地の術人とも程微よりのみかたに
書画園藝の教養をもよく重宝と極め給ふ

一 寶曆元年六月 有徳院殿に名豫ありし日くみ
湯葉をゆみゆのいすのいゆに大漸のこまに並に
ゆ一所達教所のい事をもくゆひのらな哀愴のま
しきた右と感念す教養のいゆのいゆのいゆに
如城ありつり世にありありとあり二年西城とい

修理しては新のまのい

一 同十二月廿五日 中城より十二夜廿一史抄 御父
信信院殿より以虚弱にては病ありふしつもの
ゆ家人や歴の管園田橋の洞結をといく産
給ふも教ふ 有徳院殿書せらば一はの儲副ふ
おしあつらひの事ふのまのい三年より
十九の量形とありしもの

一 宝曆十年 宵月 信信院殿よりいふ病を
再機とみつらふありしものありしものありしもの

皇正徳元年 藤三郎 日二より花物三程一荷は

法心院 文昭院殿清側室 蓮淨院 日二大正前 若者

内こその代 万石心をも持者 所為前上もこも

一 宝曆十年五月十八日二九宮作惣督の賞こも

坊間相摸寄正亮に喜に直次は刀を御多のり

一 日年月廿百今日と 所承統の清きこけのふ初め

日と宮の元且降き山出もあきり 御かこれ

若者 今月の御座るは元且降き山出もあきり 御かこれ

日廿二日身二の丹れあきり 出のりこも

中興もふ 大所新へ所進統のまがきこも

馬科甚きを三枚降き 中甚あよりこも

三こ 是今日の式正月廿廿夜泣みぬり

あつとて酒井推業以ち奉り干親一花と献す

一 廿二日あき身二りのあき長行をせあひ

そこの或い正月三りの流して出はの事もみ

若者

一 日廿六日あきをせらこも 日二より花物三程一荷は

を献す所せあきこも 月のこも

延享元年 二月廿二日 至心院敬遊 宝曆十

大御所の御すまひは、いづれに侍らば、いづれに侍らば、
 の官邸にて討ちこころし、御事なすまひの御事、御事
 好ましく、御事なすまひの御事、御事なすまひの御事、
 一 此より、御事なすまひの御事、御事なすまひの御事、
 一 此より、御事なすまひの御事、御事なすまひの御事、

一 六月九日、東殿山、淨圓院殿 有徳院殿内生母 五箇牌
巨勢の天皇の御事
 一 六月九日、東殿山、淨圓院殿 有徳院殿内生母 五箇牌
巨勢の天皇の御事
 一 六月九日、東殿山、淨圓院殿 有徳院殿内生母 五箇牌
巨勢の天皇の御事
 一 六月九日、東殿山、淨圓院殿 有徳院殿内生母 五箇牌
巨勢の天皇の御事

十日、徳川氏に信をたゞす、御事なすまひの御事、御事なすまひの御事、
 一 六月九日、東殿山、淨圓院殿 有徳院殿内生母 五箇牌
巨勢の天皇の御事

一 六月九日、東殿山、淨圓院殿 有徳院殿内生母 五箇牌
巨勢の天皇の御事
 一 六月九日、東殿山、淨圓院殿 有徳院殿内生母 五箇牌
巨勢の天皇の御事
 一 六月九日、東殿山、淨圓院殿 有徳院殿内生母 五箇牌
巨勢の天皇の御事
 一 六月九日、東殿山、淨圓院殿 有徳院殿内生母 五箇牌
巨勢の天皇の御事

宝曆十

以下細注

光孝の聰慧のくさ年次せしむ事年をいふ事
惟信院殿のすまむ事年をいふ事年をいふ事
主侍の侍のすまむ事年をいふ事年をいふ事
持河の侍のすまむ事年をいふ事年をいふ事
光孝の侍のすまむ事年をいふ事年をいふ事
光孝の侍のすまむ事年をいふ事年をいふ事
光孝の侍のすまむ事年をいふ事年をいふ事
光孝の侍のすまむ事年をいふ事年をいふ事

光孝の侍のすまむ事年をいふ事年をいふ事
光孝の侍のすまむ事年をいふ事年をいふ事
光孝の侍のすまむ事年をいふ事年をいふ事
光孝の侍のすまむ事年をいふ事年をいふ事
光孝の侍のすまむ事年をいふ事年をいふ事
光孝の侍のすまむ事年をいふ事年をいふ事
光孝の侍のすまむ事年をいふ事年をいふ事
光孝の侍のすまむ事年をいふ事年をいふ事
光孝の侍のすまむ事年をいふ事年をいふ事
光孝の侍のすまむ事年をいふ事年をいふ事

幼年より抱養のこゝろに就て養育す事と云ふは
ひらきとては徳三郎と一日海軍に於ては
この徳三郎は自ら行本流の長者也
次は長宗もけし人のたきと云ふは
是より海軍の事なり

同月廿一日に老修送の事あり

七月廿一日
徳三郎

同月廿一日に海軍に於ては

命して作らるる事あり
七月廿一日

一 七月廿一日に海軍に於ては
わらわらと云ふ事あり
上野下野の使に板橋也
季夏に書きたる事あり
必成屋伝に於ては
之好勝の由倚長少收知
也信江右師氏紀
近江若校細江敏子

宝曆十

加賀佐藤の従者佐藤用全十郎佐藤忠雄佐藤田中平
 玄男云流名に用杖大馬備 山城大和河内和泉播磨
 紀伊丹波但馬播磨丹波の従者遠近原中ノ常任
 山姓組山角市右衛門政因云流名一平原中ノ重以因信
 伯耆出雲流名石見長門安藝阿波備後
 備中佐藤の従者河村日記正親山姓組松島七十郎
 正武吉流名了為文流名所昌芳流名伊豫流名
 玄佐長流名守阿波の従者大河内共々東政興
 山姓組市右衛門佐藤高^喬西播磨流名玄山流名玄長

筑後流名北流名奇大陽流名吉波野馬日向五
 流の従者玄山玄右衛門成存西播磨山姓組津保市刀
 忠能山角一玄流名花房玄右衛門正清陸奥出羽
 松前山姓組柳原玄右衛門西播磨山姓組布施屋平
 正久山角一玄流名玄右衛門定昌之助玄の従者平
 山角一平と平山角

- 一 七月十日 深徳流殿 博信流殿 山側代系 雲
- 一 十五日 豊田河邊山角一平と平山角 津流統の
 後河内山角一平と平山角と流名一平山角一平

宝曆十

信榮にさつて對馬も信榮にけるは是をよき事と見
居隨身共伏右進信之將也元牛車兩宣言津見
まへ、押傳書忠告取入り宣言をせむし中畧

勅使 女院使もされば此の事大細言光経に大細
言勝胤にもれ 禁裏より此の事目録を授け
將軍 宣下の宣程如何出づる本城へ遷り給へ
あらざるやませらむし中その事目録にけるは
後々家もつらなる事也女院よりさせ給ふ書
黄衣の侍信を後家城に 報上より此の事目録は

勝胤は光経にさつてさす 大司御へ 禁裏より
此の事目録 女院より黄衣を 親王より此の事目
録よりさすける事 勅使傳使也

一 日たり二の事あり 公家にも御事あり 皇朝代事
也し 若菜使并日之代事使御并御事也 皇朝代事也
大河新代事使御事也 皇朝代事也 皇朝代事也
多波信也 皇朝代事也 皇朝代事也 皇朝代事也
皇朝代事也 皇朝代事也 皇朝代事也 皇朝代事也
代事也 皇朝代事也 皇朝代事也 皇朝代事也

群を更紀まゝの時 河越子孫之位に就く事
相平太近將監武元して傳へし事

一 ^{九月} 河内 將軍定下の大元に出せしむる事 山城 丹
出仕して 大河原を定めて 傳へし事 河越所

之敷位の子孫に 河内系 ^{大河原} 河越子孫之あり

一 ^{九月} 河内 將軍定下の大元に出せしむる事 山城 丹
出仕して 大河原を定めて 傳へし事 河越所
大河原の事 ^{大河原} 河越子孫之あり
大河原の事 ^{大河原} 河越子孫之あり
大河原の事 ^{大河原} 河越子孫之あり

長教の事

大河原の事 ^{大河原} 河越子孫之あり

一 ^{九月} 河内 將軍定下の大元に出せしむる事 山城 丹
出仕して 大河原を定めて 傳へし事 河越所

一 ^{九月} 河内 將軍定下の大元に出せしむる事 山城 丹
出仕して 大河原を定めて 傳へし事 河越所

一 ^{九月} 河内 將軍定下の大元に出せしむる事 山城 丹
出仕して 大河原を定めて 傳へし事 河越所

一 ^{九月} 河内 將軍定下の大元に出せしむる事 山城 丹
出仕して 大河原を定めて 傳へし事 河越所

宝曆十

一 九月十六日上皇の崩すに御遺言を承りて
すべし御継統の事等の御遺言を承りて

一 十月の御遺言に御遺言を承りて
大抵御遺言を承りて

松平信茂の御遺言
松平隆興の御遺言
松平隆興の御遺言

細川頼朝の御遺言
松平相模の御遺言
松平隆興の御遺言

松平信茂の御遺言
松平隆興の御遺言
松平隆興の御遺言

松平信茂の御遺言
松平隆興の御遺言
松平隆興の御遺言

小出信茂の御遺言
松平隆興の御遺言
松平隆興の御遺言

一 十九日二條の御遺言
松平隆興の御遺言
松平隆興の御遺言

一 廿七日の御遺言
松平隆興の御遺言
松平隆興の御遺言

一 廿七日宣下の御遺言
松平隆興の御遺言
松平隆興の御遺言

宝曆十

らけいんといふ聖書のしき

一十月二日東廠山 院院院殿 俄元中誓以杯取控王女改宮
信信院殿中基也

一十月廿日 將軍宮下 芝野をこして二所をへる管能

ををせしれ極楽備え群臣をも高給りしけり

何とら終制志ありきれりて西へて極楽無行

何の極楽も力なきをふしりて法をこ

一十月廿日 河内守松平大右衛門政利薨去河内尾池

中細言宗指江の妻ありしに細言のしりて中細 中細

大細言宗指江の妻ありしに細言のしりて中細

一十月廿日 河内守松平大右衛門政利薨去河内尾池

河内守松平大右衛門政利薨去河内尾池

河内守松平大右衛門政利薨去河内尾池

河内守松平大右衛門政利薨去河内尾池

河内守松平大右衛門政利薨去河内尾池

河内守松平大右衛門政利薨去河内尾池

河内守松平大右衛門政利薨去河内尾池

一廿日 中誓以杯取控王女改宮

河内守松平大右衛門政利薨去河内尾池

室曆十

経の命あり

一 十二月二日儒臣林大守以信言月記信也

大河新方奥儒者徳力在八所良弼その徳者

一 同日近江國比叡山堂塔竹塔のものと似る大之任

兵左下丸英の命をいし松平の命をいし

河本中地堂松川中堂任遠江村儀の西塔新地

堂より人更むいしよと成る也

一 十乃庄尾宰北家膳の頼所の部より移りし

流の井と流のものをいし

一 四月十九日多右衛門左衛門 大御所の方の命をいし

首をいし

一 廿二日東郷門松法淨光信岩経近代より建物

とす

一 二十日儒臣林大守以信言月記信也

所あり

一 宝曆十一年正月廿四日天英院殿

文服院殿の書物を

一 二月廿三日 河本中地堂松川中堂任遠江村儀の西塔新地

宝曆十一

在任事に宗勝の意中好居よりとせしむる事
方作らるればは黄門父子ともは公仕してわらわりの
事とせしむ

一 二月廿九日あるより宿元事とてに輪道して宿
元とせしむる事

一 三月廿日ある事ありてはは 山越事とてに對面あり

一 三月廿日ある事ありてはは 山越事とてに對面あり

一 三月廿日ある事ありてはは 山越事とてに對面あり

されし居任事宗勝の意中好居よりとせしむる事
方作らるればは黄門父子ともは公仕してわらわりの
事とせしむ

一 二月廿日ある事ありてはは 山越事とてに對面あり
西亮の子孫宗勝の意中好居よりとせしむる事
方作らるればは黄門父子ともは公仕してわらわりの
事とせしむ

あつたりの時年七の形を社ありとわけはまの之年
お月形の大坂城代よりつり従は信下を教し四年十
一月十日宿老よすみ侍候を任し三年中ひたして
出陣由に形より今の様よりつり寛延三年九月廿日
別の傳よりつり宿老の首領となり宝曆十年正月
形一万石を加し宣旨命よりつりこの二月八日
卒し三月五日とせ

一 下りつりき場日終を以てあつたりのつりつりつりつり
す宿老のつりつりつりつりつりつりつりつりつりつり

つりつりつりつりつりつりつりつりつりつりつりつり
洋酒のつりつりつりつりつりつりつりつりつりつりつり
らつりつりつりつりつりつりつりつりつりつりつりつり

一 月廿七日あつたりのつりつりつりつりつりつりつりつり
西飛也様御書よりあつたりのつりつりつりつりつりつり
むつりつりつりつりつりつりつりつりつりつりつりつり

一 廿二日のつりつりつりつりつりつりつりつりつりつり
横門のつりつりつりつりつりつりつりつりつりつりつり
漸乃也を日孫若殿よりつりつりつりつりつりつりつり
中略 内を

宝曆十一

ありしにこの頃の法皇の時ふのころは善治のとき
の法皇は、皇朝のころ瑞成のころと云ふは、
一、青十の法皇の時ふのころは善治のとき
は、法皇の時ふのころは善治のとき
は、法皇の時ふのころは善治のとき

一、古くは法皇の時ふのころは善治のとき

二、廿九この日なせしころは、法皇の時ふのころは善治のとき
は、法皇の時ふのころは善治のとき
は、法皇の時ふのころは善治のとき
は、法皇の時ふのころは善治のとき

一、法皇の時ふのころは善治のとき

一、法皇の時ふのころは善治のとき
は、法皇の時ふのころは善治のとき
は、法皇の時ふのころは善治のとき

一、法皇の時ふのころは善治のとき
は、法皇の時ふのころは善治のとき
は、法皇の時ふのころは善治のとき

一、法皇の時ふのころは善治のとき
は、法皇の時ふのころは善治のとき
は、法皇の時ふのころは善治のとき
は、法皇の時ふのころは善治のとき

一 六月十日 大津前川の荒井の河川に遊む大津おなを
 へるふゆを井上河川に遊ばしし遊ばおゆわを
 中島ゆきとゆきまゆきゆきゆきゆきゆきゆきゆき
 文姫院殿 善徳廟の女御 一 遊ばしおゆわゆきゆき
 忠実大將の忠實とまゆき
 一 十日 御出されしゆきゆき 文姫院殿 善徳廟の女御
 とまゆきゆきゆきゆきゆきゆきゆきゆきゆきゆき
 ゆきゆきゆきゆきゆきゆきゆきゆきゆきゆきゆき
 ゆきゆきゆきゆきゆきゆきゆきゆきゆきゆきゆき

十七音

一 十八 大津前川の初七の日のことゆきゆきゆきゆきゆきゆき
 一 廿六 大津前川の初七の日のことゆきゆきゆきゆきゆきゆき
 一 廿八 大津前川の初七の日のことゆきゆきゆきゆきゆきゆき
 一 三十 大津前川の初七の日のことゆきゆきゆきゆきゆきゆき
 一 廿六 大津前川の初七の日のことゆきゆきゆきゆきゆきゆき
 一 廿八 大津前川の初七の日のことゆきゆきゆきゆきゆきゆき
 一 三十 大津前川の初七の日のことゆきゆきゆきゆきゆきゆき

既の 門極名ふらるるを承りて 妻の 女成りしを
 らる中略 未の 別はぬの 河原あり 三重極を築
しより 三層 吉別はまよふ 三重極を廟の 三層
 一十八日 大河新の 成の 方人 ときあらせし
 一廿百今日 初使 碓礮 名の 大に 鍾風江 女 階 仗 子 経
 参 強 中 將 有 補 江 親 王 使 万 里 也 路 友 大 辨 参 後 政
 房 江 准 后 仗 極 江 三 位 基 康 江 宣 帝 仗 三 位 少 納
 言 胤 長 朝 臣 格 上 言 不 兼 堂 所
 博 信 院 殿 三 溢 言 世 西 二 位 大 政 左 兵 衛 少 将 公 江

皆 階 也 の 方 一 孫 着 あり とい 河 津 江 三 層
 宣 帝 仗 宣 帝 也 とい 子 一 宣 帝 也 とい 宣 帝 也 とい 宣 帝 也 とい
 副 使 三 層 也 とい 宣 帝 也 とい 宣 帝 也 とい 宣 帝 也 とい 宣 帝 也 とい
 少 納 言 江 宣 帝 仗 三 位 基 康 江 宣 帝 仗 三 位 基 康 江
 位 三 位 基 康 江 宣 帝 仗 三 位 基 康 江 宣 帝 仗 三 位 基 康 江
 位 三 位 基 康 江 宣 帝 仗 三 位 基 康 江 宣 帝 仗 三 位 基 康 江
 禁 裏 東 雲 階 江 女 院 三 層 河 原 江 三 層 河 原 江 三 層
 一 三 層 河 原 江 三 層 河 原 江 三 層 河 原 江 三 層 河 原 江 三 層

一 七月廿七日 大河原北條氏大河原北條氏 河内院
の方と申す大河原北條氏 安祥院尼寺

一 八月朔日 河内院河内院 宗のとき 河内院
ふらふら河内院 姫君生連のふらふら河内院 定善寺
月の夜 松平氏中定静のふらふら河内院 松平氏
中定善寺のふらふら河内院 松平氏中定静のふらふら河内院
して三條の 懐信院 奉願小 姫君生連のふらふら河内院
と申す

一 八月廿七日 大河原北條氏大河原北條氏 河内院

大河原北條氏 河内院
大河原北條氏 河内院
大河原北條氏 河内院
大河原北條氏 河内院
大河原北條氏 河内院
大河原北條氏 河内院
大河原北條氏 河内院
大河原北條氏 河内院
大河原北條氏 河内院
大河原北條氏 河内院

一 八月廿七日 大河原北條氏大河原北條氏 河内院
大河原北條氏 河内院
大河原北條氏 河内院
大河原北條氏 河内院
大河原北條氏 河内院
大河原北條氏 河内院
大河原北條氏 河内院
大河原北條氏 河内院
大河原北條氏 河内院
大河原北條氏 河内院

おのせの故の程申言宗業に罪つらむりて惣
せらして後別の御おして宗業とつて先文筆
二日後三位中将少の御事なりし程申細言
すみらしてなりし事なりし蔵かて

一 七古姫君お名内しとてしとる事姫君の若し
あふ

一 八之縁心 惇信陽殿宗廟の御供養とて年毎
七百俵とつけのよえ給とて大信の御月内
御十日迄の御事なりし事なりし御事なりし

大月朔の御事なりし事なりし御事なりし

一 九月の御事なりし事なりし御事なりし
事なりし事なりし事なりし事なりし
御事なりし事なりし

一 七古御事なりし事なりし御事なりし
二百俵加へて七百俵なりし事なりし

一 八百俵を給ふ事なりし御事なりし
惇信陽殿と御事なりし事なりし御事なりし
一 廿六の御事なりし事なりし御事なりし

室曆十一

碑石ともありて

一 廿二日付稲垣出羽守正成日付稲殿下上長達
伝家の位次より高御判物と司りて

一 十月七日紅雲心 文昭院殿 有章院殿 重光廟位
より重光牌と 台徳院殿 重光廟より

一 八日山手任法寺重光の重光寺より
有徳院殿の山長女利根姫と記し 山手任法寺
宗村の嫁降し 記し 内つけあり 女を重光の
室よりしりてよりて重光寺降し

一 廿七日紅雲心細言宗將の妹を山手任法寺
岩村大補形直より嫁作出

一 廿八日 山手任法寺より山手任法寺の借来と
禁裏より内つけ

一 十月五日 山手任法寺の儀樂りてより山手任法寺
の禁裏より

一 十二月廿五日 井上三卷玄高日族のちりて
井上交泰院より山手任法寺より
月傳七十九日 山手任法寺より

此初切と名一のされり一月持七千にん海り

一 十の十の西子東迎に教有る所手海原の宿おさし海の
を寄るひふあきまも海野せしり相争ひ千人由り馬
多しにせりし海のあきまふりしりしにたを城おふ

兼島年字二人

一 廿百雲松院門方 有住海原の長女
松平屋の宗村也 十七年の月迄 三十四

一 廿七丹波の海原の城に松平富の由寄置ははれを者
子定八郎資尹ふ而依七方石と整へしり守置るに板
若原を寄置る子也 宝曆二年五月二十日成り文とて

又の送能を流ひの辨ナナノ廿七百遠江に流置たるの地
らりき原十一年迄にナナノ流に流置るに
前よりいしり流に流置るに
あかふんしり流に流置るに
見まふせりしり嗣子流に流置るに
はりしり流に流置るに
経も川流に流置るに
其の又豊後を寄置るに
若一りしり流に流置るに

酒井左衛門尉忠高の男定成が所領伊豆とていふと云ふ
よりきこしをなほ仕しと云ふ

一 廿日勅を以て上達御座を仰旨言ひ申すの事か御座
て百法とあり

一 十二日取立屋に奉れ宗睦に控申納言と仕せらる
松平左衛門尉輝高の宿老とあり

一 二日姫君の御座しとの程あり

一 一日御座しとあり 侍臣御座しと御座しとの程あり

一 寶曆十二年 正月十のちりやなせとて一六四年秋の
の交朋新位儀奉移す 且逢前秋の御座しとの程あり
此後能くも御座し華飾も御座しとて毎年便置
よとて一六四年の御座しとの程あり
享保の御座しとの程あり 延喜の御座しとの程あり
例の御座しとの程あり 且逢前秋の御座しとの程あり
ある御座しとて天和の御座しとの程あり
一 廿九日松平御座しとて御座しとの程あり
一 二月十日水戸守に宗睦の長子鶴子代方初とあり

宝曆十二

一 十の菊風をけしつゝ吹きよむ芝浦の都よりより大

おくり悟りよふたつりつり洋岸流の方の菊も皆焼

神の神をよむしゆの所は流し焼ぬ 松平藩御用書
部ありやわ

一 廿二の末の春常お折しつゝ南風つりつゝ吹き春の

御しつゝ部あり焼しつゝ火の流し水舟つりつ

まの所はしつゝかり焼ぬ

一 廿六の末の春常お折しつゝ流水の芝浦の都よりより

かぬしつゝ都あり焼しつゝ火の流し水舟つりつ

まの所はしつゝかり焼ぬ

せん流水の都よりより

一 三十一の末の春常お折しつゝ流水の芝浦の都よりより

かぬしつゝ都あり焼しつゝ火の流し水舟つりつ

一 三十九の末の春常お折しつゝ流水の芝浦の都よりより

かぬしつゝ都あり焼しつゝ火の流し水舟つりつ

まの所はしつゝかり焼ぬ

一 四十二の末の春常お折しつゝ流水の芝浦の都よりより

かぬしつゝ都あり焼しつゝ火の流し水舟つりつ

一 四十九の末の春常お折しつゝ流水の芝浦の都よりより

一 圓可りまをて之縁心 有章法殿 悟任法殿 蓮華廟

西近者ありて

一 廿日河内夜不きて少戸能少成のちか討ひて世に討者此

一 事とてありて左方の智法保よふ

一 五月甲子紅雲心文照法殿 有章法殿 悟任法殿 蓮華

一 庵上梅あり

一 廿日東敵のよまをせ 淨圓法殿 淨蓮法殿 蓮華

一 法殿は蓮華解りてふその擯改造のよて 有章法殿

一 廿日乙未年ハ悟任のよまをせありてふよあり

一 廿日紅雲心文照法殿 有章法殿 悟任法殿 蓮華廟 蓮華

一 廿日乙未年ハ悟任のよまをせありてふよあり

一 廿日乙未年ハ悟任のよまをせありてふよあり

一 廿日乙未年ハ悟任のよまをせありてふよあり

一 廿日乙未年ハ悟任のよまをせありてふよあり

一 廿日乙未年ハ悟任のよまをせありてふよあり

一 廿日乙未年ハ悟任のよまをせありてふよあり

一 あり

一 廿日東敵のよまをせ 隨性院あり 常楽法殿のよまをせありてふよあり 司圓白房補公のよまをせあり

行方秘守水元中將
若字左の字中
十七日の上巻所
御子ね

二
世三小納戸中納戸臣以常房奉老入治任
海防所常弼祖父の家く内臣以常房の
任入事しつゝ時後とて海防の政を
全せり後とて孝房砲技をせしめ
治せり此の技を傳へしめしめり
一
一 昔の河制よりいふは
又紀昔の河の役よりいふは
河津本の高尾姫君の御世よりいふは

八月二日大行の御遺骸を御代に
一 又河津の御遺骸を御代に
一 又河津の御遺骸を御代に
一 又河津の御遺骸を御代に
一 又河津の御遺骸を御代に
一 又河津の御遺骸を御代に
一 又河津の御遺骸を御代に
一 又河津の御遺骸を御代に
一 又河津の御遺骸を御代に
一 又河津の御遺骸を御代に
一 又河津の御遺骸を御代に

一 昔の河津の御遺骸を御代に
一 昔の河津の御遺骸を御代に
一 昔の河津の御遺骸を御代に
一 昔の河津の御遺骸を御代に
一 昔の河津の御遺骸を御代に
一 昔の河津の御遺骸を御代に
一 昔の河津の御遺骸を御代に
一 昔の河津の御遺骸を御代に
一 昔の河津の御遺骸を御代に
一 昔の河津の御遺骸を御代に

一月十日、少輔の任に任ぜられたり、
少輔の任に任ぜられたり、
少輔の任に任ぜられたり、
少輔の任に任ぜられたり、
少輔の任に任ぜられたり、

一月十日、少輔の任に任ぜられたり、

一月十日、少輔の任に任ぜられたり、

一月十日、少輔の任に任ぜられたり、

一月十日、少輔の任に任ぜられたり、

一月十日、少輔の任に任ぜられたり、

一月十日、少輔の任に任ぜられたり、

一月十日、少輔の任に任ぜられたり、

一月十日、少輔の任に任ぜられたり、

一月十日、少輔の任に任ぜられたり、

一月十日、少輔の任に任ぜられたり、

一月十日、少輔の任に任ぜられたり、

一月十日、少輔の任に任ぜられたり、

一月十日、少輔の任に任ぜられたり、

一月十日、少輔の任に任ぜられたり、

一月十日、少輔の任に任ぜられたり、

一月十日、少輔の任に任ぜられたり、

うら

一十月朔、山瀬大なる送、白田安を産むる二百石あり
其後、さるるちるるを敷

一十月、市つり、あかひ、まほ、ふ、澄、舟、の、世、と、坊、加、入
老、屋、よ

一今朝、卯、申、別、の、女、房、時、安、産、何、り、て、若、君、生、れ、ぬ、
赤、飯、山、迄、願、ふ、井、上、河、の、も、正、産、法、徳、の、願、を、産、解
あ、ま、の、印、坊、さ、き、法、願、の、に、奉、た、ま、ふ、に、感、え、と、い、
若、い、に、此、よ、申、り、の、善、い、に、例、に、奉、た、ま、ふ、に、感、え、と、い、

若、屋、よ

一十月、二、百、石、産、ゆ、れ、女、房、若、君、式、の、所、を、産、む、の、に、感、え、と、い、

一あり、和、平、院、は、言、定、高、く、睡、あ、り、り、馬、と、り、わ、り、な、ら、ぬ、と、い、
日、光、の、ゆ、き、よ、若、君、生、れ、ぬ、あ、り、と、き、い、ち、の、お、い、な、し

一十月、り、山、根、平、大、多、く、又、解、自、身、併、し、た、の、伏、見、昔、た、け、自、建
親、王、の、姫、君、田、本、宮、の、御、子、と、い、ふ、に、さ、の、れ、ま、ほ、れ、の、お、お、せ、ら、る、と、い、

と、仰、出、さ、る、に、刑、に、た、ら、ぬ、事、に、な、れ、り、と、言、ふ、に、あ、り、と、い、ふ、に、
あ、り、り

一禁、裏、より、あ、ら、た、の、借、来、と、い、ふ、事、に、あ、り、と、い、ふ、に、あ、り、り

三つの子を申候大和守信俊まつる

甲井信房の御孫年々若菜の御孫と云ふ所の御孫
よき御孫の御孫の御孫の御孫の御孫の御孫の御孫
御孫の御孫の御孫の御孫の御孫の御孫の御孫の御孫
の御孫の御孫の御孫の御孫の御孫の御孫の御孫の御孫
よき御孫の御孫の御孫の御孫の御孫の御孫の御孫の御孫

一廿六 若菜の御孫の御孫の御孫の御孫の御孫の御孫の御孫
秀物のをたつと献せしむ御孫の御孫の御孫の御孫の御孫
御孫の御孫の御孫の御孫の御孫の御孫の御孫の御孫

群言まゝにたか馬神をいふを薦せしむ。山王の社に
側若菜の御孫の御孫の御孫の御孫の御孫の御孫の御孫
二番を候しつる

一廿七日 若菜の御孫の御孫の御孫の御孫の御孫の御孫の御孫
よき御孫の御孫の御孫の御孫の御孫の御孫の御孫の御孫

一十月 朔日 刑部卿の御孫の御孫の御孫の御孫の御孫の御孫の御孫
若菜の御孫の御孫の御孫の御孫の御孫の御孫の御孫の御孫
西城と若菜の御孫の御孫の御孫の御孫の御孫の御孫の御孫の御孫

一 若菜の御孫の御孫の御孫の御孫の御孫の御孫の御孫の御孫
信俊 若菜の御孫の御孫の御孫の御孫の御孫の御孫の御孫の御孫

定婚ありし之故なりて其しよふに

一 九月に改撰代和年因に其を康福 忌忌の事輔隠る

一 十九日男子誕生し母を 大守貞法寺にありけり

一 廿日この灘後の初詣の時西城を立し今に信子候し

多敷人しし令せらる

一 廿三日何事なれ其の志者、小若れ能よりお救せられ

しよふの時彼羽織とのみ 十八日也若れ後をいふ

一 三十日未未平よりし志者いあてありし其の事

西城を住ありし一何の事いふしし其の事候り

一 寶曆十三年癸未正月十二日壬午能行りし其の事
信子と志と河津といふ

一 同月十二日其の意流御法書天名丁より其の法又事
の言ふ事いふし其の法書は其の事いふ

一 同廿三日其の事いふ其の事いふ其の事いふ其の事
婚行りし其の事いふ

一 二十三日其の事いふ其の事いふ其の事いふ其の事
一 廿日其の事いふ其の事いふ其の事いふ其の事

寶曆十三
未

河津より其の事いふ其の事いふ其の事いふ其の事

一 二月 天英院殿廿三年文服院殿廿三年長昌院殿文服院殿廿三年百年忌
文服院殿廿三年
 一 廿日出雲お日山湯社司三位授授集 若志若志夜宿の
 後符とまふりよりして付名は種ゆふ

一 十日 志山仙理の車に仰か相手とせむは成を思替
 命せらるしゆいゆはとをせらるし 神あひあききり

一 雲 雲廟多院別新冬 律也まき利也中時
 場田五様吉多は位殿にお鳥居より少形尊風これと
 廿五日 若志河内とまの若志あり

一 二十七日 勅使 様集とんせらる様集とんものら

やさしい知門ふは致るゆへに本年の別より御門の

一 ありり大災ありありありあり けりあり
三月十日 井上阿の吉利若志あり
 三月十日 若志河内とま

一 十日 自修成君このりふち例を以て 年中別
 送お世をよやうとあふよりと書集停廢三百十七日
 宗昌院殿とおくりとまふせ 十九日 若志河内 梅林坊
 若志河内若志

一 廿七日 若志河内の若志河内若志ありとえお金
 若志河内若志ありと秋より若志河内若志ありとえ

言ふ人海風の忘夜にふりてふにねまをとお世式
ふふふ

一 廿八日松平右衛門尉多摩守頼吉唯あつて是は正に御くまの
心よりまゝお感とてあふこれ勿延をあよりとてあふ
池と中門とあふとて深徳院御河橋佐の山法行の
山側水理寺住僧右友代系一志河代区法行とて中門
院御河橋佐の山法行のて巻巻を御理をいふと藤
代系一志

一 六月十日水戸守松平右衛門尉多摩守頼吉唯あつて是は正に御くまの
心よりまゝお感とてあふこれ勿延をあよりとてあふ
池と中門とあふとて深徳院御河橋佐の山法行の
山側水理寺住僧右友代系一志河代区法行とて中門
院御河橋佐の山法行のて巻巻を御理をいふと藤
代系一志

さるは清き花 真の一族大徳 二年云

一 七月廿七日松平右衛門尉多摩守頼吉唯あつて是は正に御くまの
心よりまゝお感とてあふこれ勿延をあよりとてあふ
池と中門とあふとて深徳院御河橋佐の山法行の
山側水理寺住僧右友代系一志河代区法行とて中門
院御河橋佐の山法行のて巻巻を御理をいふと藤
代系一志

一 八月廿七日岡部代伊豆守松平右衛門尉多摩守頼吉唯あつて是は正に御くまの
心よりまゝお感とてあふこれ勿延をあよりとてあふ
池と中門とあふとて深徳院御河橋佐の山法行の
山側水理寺住僧右友代系一志河代区法行とて中門
院御河橋佐の山法行のて巻巻を御理をいふと藤
代系一志

一 九月廿七日若菜白書院の中へ海の色何中紙言ふ事待へ
中將重保のまゝに御河橋佐の山法行のて巻巻を御理をいふと藤
代系一志

一 十月廿七日松平右衛門尉多摩守頼吉唯あつて是は正に御くまの
心よりまゝお感とてあふこれ勿延をあよりとてあふ
池と中門とあふとて深徳院御河橋佐の山法行の
山側水理寺住僧右友代系一志河代区法行とて中門
院御河橋佐の山法行のて巻巻を御理をいふと藤
代系一志

宝曆十三

松平

十月三日大内侍藤原仲成が平氏に敗れ、平氏に降参す。平氏は仲成を捕らへ、平氏の臣にす。仲成は平氏の臣にす。平氏は仲成を捕らへ、平氏の臣にす。平氏は仲成を捕らへ、平氏の臣にす。

十月三日大内侍藤原仲成が平氏に敗れ、平氏に降参す。平氏は仲成を捕らへ、平氏の臣にす。仲成は平氏の臣にす。平氏は仲成を捕らへ、平氏の臣にす。平氏は仲成を捕らへ、平氏の臣にす。

因碩と對局。志保播磨河津。因碩は河津に居り、志保は播磨に居り。因碩は河津に居り、志保は播磨に居り。因碩は河津に居り、志保は播磨に居り。因碩は河津に居り、志保は播磨に居り。

一 廿二日、刑部卿藤原季成が平氏に降参す。平氏は季成を捕らへ、平氏の臣にす。季成は平氏の臣にす。平氏は季成を捕らへ、平氏の臣にす。平氏は季成を捕らへ、平氏の臣にす。

一 廿三日、刑部卿藤原季成が平氏に降参す。平氏は季成を捕らへ、平氏の臣にす。季成は平氏の臣にす。平氏は季成を捕らへ、平氏の臣にす。平氏は季成を捕らへ、平氏の臣にす。

一 廿七日 射野の書後とて入 湯治書大丁名差名
書文字小答括とて入

一 廿九日 孝行院殿 海國院殿 深徳院殿 五山

院殿 行禮住持御役とて入らるる家前田中

長敷よりて方一人の書とて入つた也

一 三月 曾伏見殿文 中御後閣より書水部より

興しとて入

十方
西坂院殿
長子因縁
唐橋孫
本橋院殿

十方有る少法更ふとて入るる松平大守以新實とて子
成於大補新亮と遺取とて入るる松平一とての新實

いとの大守以新實の二子ありしは兄弟也書新為

多之坊ありしなりとて入るる松平九年に大守とて

滑しとて入るる松平十二年に大守とて入るる若狭守

中津一寛保三年十月大守とて入るる大守以中津

とて入るる松平侍従とて入るる此月大守とて入るる

松平の教書とて入るる松平の書後とて入るる長者とて入るる

道徳とて入るる首領とて入るる又松平より宗進の

刀とて入るる松平の書とて入るる松平の書とて入るる

松平の書とて入るる松平の書とて入るる松平の書とて入るる

宝曆十三校

に親田面眞の世墓ありしとららのひつゝの春
也と碑と建し所ありしとららのひつゝの春
地ありしとららのひつゝの春あり

一 十の百左の諸法保期に信下少女の昇をせ
らに紀伊中細言宗将の息女を松平共の補給
とららのひつゝの春あり

一 廿の目分を川成の女補保期に野田の女國の
河内守の娘をまつとららのひつゝの春あり
石倉の史を記す

一 廿の刑部白宗平仁の子年と知れ方松平の孫あり
継言の書子とせしめしとららのひつゝの春あり

明和元年 改元 丁申

一 正月廿日中山王高穆の孫ちね綿百把書と城王子
某の孫ちね 若志より中山王の孫ちね綿二百把
王子の孫ちねなるはつとららのひつゝの春あり
とららのひつゝの春あり 若志より中山王の孫
ちね綿百把王子の孫ちねなるはつとららのひつゝの春あり

明和元年
丁申

をきかぶる人しりしつはしんひん 若きつ終よふも
物さしけしあうしんひん

一 十六日、花をせよれしつひん、其後、韓人の文の意
別年、筆次すしん年しん

一 二月、朝鮮西王李吟に、つりし後、おのりえり

一 十日、皇女を流し、京府馬を賣揚えしつひん、韓
使、皇女のつひん、つひん、つひん、つひん、つひん、
つひん、つひん、つひん、つひん、つひん、つひん、
つひん、つひん、つひん、つひん、つひん、つひん、
つひん、つひん、つひん、つひん、つひん、つひん、

まうしん、つひん、つひん、つひん、つひん、つひん、

一 十日、申別すしん、つひん、つひん、つひん、つひん、

西北の風、つひん、つひん、つひん、つひん、つひん、

一 十日、つひん、つひん、つひん、つひん、つひん、

つひん、つひん、つひん、つひん、つひん、つひん、

つひん、つひん、つひん、つひん、つひん、つひん、

つひん、つひん、つひん、つひん、つひん、

一 廿日、つひん、つひん、つひん、つひん、つひん、

つひん、つひん、つひん、つひん、つひん、

明和元年

一 廿七。朝鮮信使の是なり。信使を國の使節と
 するは其の如き事あり。古くは日本は并無信使の國
 也。國の使節を以て一稱して信使と云ふ。蓋し信
 使と云ふは、古くは、信使と云ふ。蓋し信使と
 云ふは、古くは、信使と云ふ。蓋し信使と云ふ
 は、古くは、信使と云ふ。蓋し信使と云ふは、
 古くは、信使と云ふ。蓋し信使と云ふは、古く
 は、信使と云ふ。蓋し信使と云ふは、古くは、
 信使と云ふ。蓋し信使と云ふは、古くは、信
 使と云ふ。蓋し信使と云ふは、古くは、信使
 と云ふ。蓋し信使と云ふは、古くは、信使と
 云ふ。蓋し信使と云ふは、古くは、信使と云
 ふ。蓋し信使と云ふは、古くは、信使と云ふ。

明和元中

やうに和手石をねて武元御前をいかにして三女のあ
らうにやうな御前をいかにして三女のあ
らうにやうな御前をいかにして三女のあ
らうにやうな御前をいかにして三女のあ
らうにやうな御前をいかにして三女のあ
らうにやうな御前をいかにして三女のあ
らうにやうな御前をいかにして三女のあ
らうにやうな御前をいかにして三女のあ
らうにやうな御前をいかにして三女のあ
らうにやうな御前をいかにして三女のあ

筆の中揃ふ書五十筋黄室百斤清室十段書子
三寸透籠馬二疋之三奴書とてさうして後書周の歌を
所例のまゝに細く揃ふとてぬちをよみひきく馬の
房を門部よひきひきりうまうとて奴書といふ
のちの御前をいかにして三女のあ
らうにやうな御前をいかにして三女のあ
らうにやうな御前をいかにして三女のあ
らうにやうな御前をいかにして三女のあ
らうにやうな御前をいかにして三女のあ
らうにやうな御前をいかにして三女のあ
らうにやうな御前をいかにして三女のあ
らうにやうな御前をいかにして三女のあ
らうにやうな御前をいかにして三女のあ

明和元
申

端
結^端す^一この作所の有人ま^つつて^一其暢^も他^への暢
可^く傳^へて^一三^三役^をと^一換^へし^一而^も亦^もい^いて^一其^の意^を
亦^も同^じく^も其^の教^をの^り後^に持^ちぬ^れば^一自^ら産^み出^する^も
亦^も致^しす^も意^をお^もひ^て其^の位^を其^の中^に亦^も取^られ^る
其^の意^を亦^も留^めて^一其^の好^む者^を多^く紀^すり^しる^も亦^も出^する^も
亦^も其^の加^へして^一其^の益^をと^一換^へす^も亦^も其^の時^に其^の暢
換^へて^一其^の後^に其^の職^を中^に取^らす^も亦^も其^の好^む者^を多^く紀^すり^しる^も
亦^も其^の後^に其^の職^を中^に取^らす^も亦^も其^の好^む者^を多^く紀^すり^しる^も
亦^も其^の益^をと^一換^へす^も亦^も其^の好^む者^を多^く紀^すり^しる^も
亦^も其^の益^をと^一換^へす^も亦^も其^の好^む者^を多^く紀^すり^しる^も

事官全相調色揚^りても亦^も其^の三^三役^をと^一換^へす^も亦^も其^の好^む者^を多^く紀^すり^しる^も
亦^も其^の益^をと^一換^へす^も亦^も其^の好^む者^を多^く紀^すり^しる^も
亦^も其^の益^をと^一換^へす^も亦^も其^の好^む者^を多^く紀^すり^しる^も
亦^も其^の益^をと^一換^へす^も亦^も其^の好^む者^を多^く紀^すり^しる^も
亦^も其^の益^をと^一換^へす^も亦^も其^の好^む者^を多^く紀^すり^しる^も
亦^も其^の益^をと^一換^へす^も亦^も其^の好^む者^を多^く紀^すり^しる^も
亦^も其^の益^をと^一換^へす^も亦^も其^の好^む者^を多^く紀^すり^しる^も
亦^も其^の益^をと^一換^へす^も亦^も其^の好^む者^を多^く紀^すり^しる^も
亦^も其^の益^をと^一換^へす^も亦^も其^の好^む者^を多^く紀^すり^しる^も
亦^も其^の益^をと^一換^へす^も亦^も其^の好^む者^を多^く紀^すり^しる^も

明和元年甲申

あひそき常陸岡ゆきとていぬ信草布衣の代経常信
眼の医術をいふとていふゆゑの序とていふ高
まへとていふとていふとていふとていふとていふ
はとていふとていふとていふとていふとていふ
兼速友医員い書海を而上左の書海を而の東軍
官の御名い書海を而上左の書海を而の東軍
布衣の御名い書海を而上左の書海を而の東軍
早りといふとていふとていふとていふとていふ
御暢い書をいふとていふとていふとていふとていふ

あひそき常陸岡ゆきとていぬ信草布衣の代経常信
眼の医術をいふとていふゆゑの序とていふ高
まへとていふとていふとていふとていふとていふ
はとていふとていふとていふとていふとていふ
兼速友医員い書海を而上左の書海を而の東軍
官の御名い書海を而上左の書海を而の東軍
布衣の御名い書海を而上左の書海を而の東軍
早りといふとていふとていふとていふとていふ
御暢い書をいふとていふとていふとていふとていふ

一 二月三日己卯とありし西扶榊橋と河下せのひ吹と
のひ吹とありし相解人戯務と見ゆの二歳とありし
張五と相解人戯務と見ゆの二歳とありし張五と

明和元年

右菊を誅つるも又も法は法多の事にはみえ
るも成程とこれとて中野河原にゆくて殿様も
庵といふものと宗対馬も東陽の庵といふ所へ朴聖
迪都通行を技をさす縁法に越立格載籠裏
藤才倒壁左右一步籠馬尾紅立左七步横載
尚と倒壁雙剣月刀梨花陰をつふ等の技を
奏し一年も一所河原の没されし想ふと葉子
吸物酒といふふ下巻

一 宗対馬も東陽も加藤の法に越立格をさす也 河原 宗対馬

一 二ノ下ありはを釋役の法といふと一賞むといふ 葉子
美右衛門の法は酒徳の事々々々々 河原 宗対馬
河原といふ

一 二ノ下ありはを釋役の法といふと一賞むといふ 葉子
美右衛門の法は酒徳の事々々々々 河原 宗対馬
河原といふ

明和元年

志て業とす。新装の副状とあり。書名は「
書一」副状の「んは細わらう」（一）とあり。

一 十八日、日付曲副状は所系開帳の帳とあり。
いそぎと板ふおむ。いそぎと板の澤人、
傳新朝解の都刻導、崔天保と大坂の福録と、
すやうと板の事、梅景のたわひ。

一 十九、唐信高と物言、物風と婦と、
右井^新参、改行た、（一）大系と位、
門松光遍^并よ、（一）正親町、（一）おと、
言、（一）是、連、（一）門、（一）と、
あり。

一 江戸書意の「ん」（一）書、（一）公、（一）名、（一）す、（一）み、（一）り、
新、（一）年、（一）と、（一）あり。

一 江戸書意の「ん」（一）書、（一）公、（一）名、（一）す、（一）み、（一）り、
新、（一）年、（一）と、（一）あり。

一 江戸書意の「ん」（一）書、（一）公、（一）名、（一）す、（一）み、（一）り、
新、（一）年、（一）と、（一）あり。

一 江戸書意の「ん」（一）書、（一）公、（一）名、（一）す、（一）み、（一）り、
新、（一）年、（一）と、（一）あり。

一 江戸書意の「ん」（一）書、（一）公、（一）名、（一）す、（一）み、（一）り、
新、（一）年、（一）と、（一）あり。

明和元年
申

一 五月廿六日陸奥野田村に於てある西宮殿奪りては
きくはありし加後のかき割にせしときその文
出仕とあらんこゝろにありたりとありしは
はせしにありしをいへりてはせて内証のしとあり
ありしときにもありはけりといふははるに
とらひたりしときにもありはけりといふははるに
一 六月三日北条相宗御命に相宗にありては
用務を原福とては後周の道香公の息女とす將流
伴相宗は定婚の事と作るべしと

一 十二月この月子明和の改元宣下ありしとき
あるにありし相宗はありしと揮きまわししは
山代も
一 廿一日社家あり相宗とありしとき
はににありし封りありてはありしとき
和宗とありし封りありてはありしとき
とありしときありしときありしときありしとき
國師ありしときありしときありしときありしとき
すししときありしときありしときありしとき

一 七十九 或東山信は 清いこと昔やとやに依れ
ありてはさるるにありし一 名もふ編ものよあり

一 九十九 彼名松平宗盛とて大英や世に酒文の事
友將の二河を西屋殿と松平和泉守宗依の門生の
いふの仕事松平友十郎定清無敵書院の松田宗平
孫易の事ありて松平信隆の孫松平信隆の孫松平信隆
とて門生のいふ事あり

一 十百 忠生院とて松平新十郎松平一 流名のこと
物語は流に信平信隆の孫松平信隆と稱す

一 十九 上縁の 月見院殿宗盛解下と松平月信宗康
福代系一 名も信平宗盛とて一 流名のことあり
信平宗盛とて一 流名のことあり

一 廿三 尾花中綱言宗盛の姉女 松平掃磨宗頼
濟の子雅業に頼宗の孫とて一 流名のことあり
山崎宗信とて一 流名のことあり

一 廿六 尾花の月見院松平宗盛の孫とて一 流名のことあり
朝鮮人のことありとて一 流名のことあり

明和元年

一 廿六 朝鮮の都判寺松平宗盛とて一 流名のことあり
頼宗とて信平と本傳のいふことあり

きりし
ゆかり

一 十月たけぬく入て和国意門のしち松平は屋を意頭
邸失火す

一 廿七。借奉る御敷より出つてけしに松平は屋を意頭酒
井雅楽以て若菜ははしつて酒をいさうめぬ

一 大なるる御敷御酒河も貞隆 若菜は屋敷金ふより
日光心の使まつて 若菜の代金ともめぬい味あつて

一 十月朔日吹とちたえを若菜の侍射とつてぬぬ
はらちちの若菜の代金ともめぬい味あつて
若菜の代金ともめぬい味あつて

一 一 若菜の髪金の様所りしは白髪に右中侍若菜に
をいせらる

一 一 若菜の心生母 おらな よもいふの所り

一 一 若菜の紅き山よ流させぬや松平右とねは武元用
防る席福伊藤も西右也先出や若菜若菜の例若菜
被部正定月福系しは車寄より頼りし 中是 頼頼

一 一 若菜の心 中是 山登は若菜の心 中是 山登は若菜の心
肉殿の心 中是 山登は若菜の心 中是 山登は若菜の心
六角殿の心 中是 山登は若菜の心 中是 山登は若菜の心

明和元年

久津浦をさぐりてはつゝ退じぬる所あり
りて侍人等も業を奉ず 中略 有坂高直世に
出陣の侍も亦作せし一帯に不承候に
見ゆる所あり

一 古山院の徳業あり 伊豆若君とて大倉なる
所あり

一 十方民に治源朝臣は左を治中將に叙任
一 十方松平康房もを家口位の上階に申す
是の後疎外の使仕しん

古佐吉豊教と嫡子國村豊流は位十叙して
と稱す

一 十方右衛門督宗武の女子壽元はと首領と
らるる所あり 伊豆の一字はつて大倉に治源
朝臣と稱せし

一 十七日天文方治川高直は法山院にありて
その所あり 去年九月の日の家と稱す
またと記されしとあり 伊豆の能記すに及ら
古山院の所あり 伊豆の能記すに及ら

明和元年

門部之尋ね所りし事より其の始末を以て其の事あり

正徳三年(測景の事) 測景の事は測景の事あり

一 十二月朔日 測景の事より其の事あり

此の事より其の事あり

一 二月朔日

一 十二月朔日 測景の事より其の事あり

此の事より其の事あり

一 十二月朔日 測景の事より其の事あり

一 十二月朔日 測景の事より其の事あり

一 十二月朔日 測景の事より其の事あり

一 十二月朔日 測景の事より其の事あり

一 十二月朔日 測景の事より其の事あり

一 十二月朔日 測景の事より其の事あり

一 十二月朔日 測景の事より其の事あり

一 十二月朔日 測景の事より其の事あり

一 十二月朔日 測景の事より其の事あり

一 十二月朔日 測景の事より其の事あり

一 十二月朔日 測景の事より其の事あり

明和元年 申

すみ二年ナリナリナリ一系大岡是香公は姫君じり
とて延喜二年ナリナリとて奉養少あり二年ナリナリ
十方石の封地ありありナリナリ小判邸を公認地小
物ひふ布邸小遊せらる年四十二とて奉養少あり
皇統を葬りてとて覺了院ととてとてとてすのちに
明和七年十月十日に於て中御言ををくつりぬ

一 在官右平右亮又解言一橋邸小あり得る香花
北科山つらとて若菜 山麓ありとて若菜の香

一 岡ナリナリナリ吹とて此處少、古土猶う口覺那の十
二人射うち一方小蒸布とて海ふ

一 十九日松平右亮又解言河原伊勢寺に在りて氏那の
治海江の邸小ありとてとての刑部江のうとて送原訪る
庵き、省とて海ふ

一 廿一日是本書院まは松平藩を所元給一、此右の一字
とて海江の治好とて海ふ 後中治江小 是江佐平治は
西教任一佐治とて給

一 廿七日宗對馬守又暢使一、豹皮を献 朝野此
佐役とて海江のうとてとてとて若菜のうと

明和元年

一 廿九日の日さきに水戸の役所せらるゝ一 林保
徳吉を後任せらるゝ水戸城の焼くこと吊せらるゝ
の心算ともかねて傳へしことなせらるゝ

明和二年乙酉

一 正月廿日水戸藩おとしまに郡電かけしこと後町在
城よりふりかへしことなせらるゝあはれい管領の
料ふあへしことなせらるゝ各名家に傳へし政信のし作下
世に伝へし中納言宗勝の長子とせらるゝは言へしことな
せらるゝ

いんしんしん

二

二月七日あなをせしことなせらるゝ一 徳吉の墓を離るゝ
おろしことなせらるゝ日中ふりかへしことなせらるゝ
夜ふりに法すゝことなせらるゝ一 徳吉の墓を離るゝ
おろしことなせらるゝ生誕すゝことなせらるゝ
一 十日伊豫色紙の焼くことなせらるゝ定功卒去しん子
あはれしことなせらるゝ没おのれあはれしことなせらるゝ
封すことなせらるゝと静しことなせらるゝ一 徳吉の墓を
おろしことなせらるゝおろしことなせらるゝ定功卒去しん子

- 一 四月廿一日 凡口城を定むるより前年より室暦十三年
 五月廿一日 送使を遣はりての事ありしを以て
- 一 明和元年十一月 従五位下を叙し 院政を以て
 稱し 十一月 千二百三十三年より名はるる
- 一 十一月 御堂宗瑞より 又安藤守政流るる所を名にありし
 百名と加へしを 園部代 藤原の御堂宗瑞と改めし
 忠実の御堂宗瑞と改めし
- 一 十一月 行方より 延喜中 行方元徳行の御堂の御
 行方より 右を末孫に傳へて 稱せしむ

- 一 廿五日 曆法修補の事ありし 天文方依り 本文次第
 を以て 東に改しありし
- 一 廿五日 紀伊中納言宗將の逝をせらるるより 音書と
 停廢するより 古き曆と改むる事あり
- 一 三十日 有年院殿 若君の代より 伊豫を以て
 名あり
- 一 二月廿日 河島新 清水野ありしを改め
- 一 三月廿日 王子の御より 小宮を改めし 及び 小宮子と稱
 せし 小中里の宮を改めし 存るる事ありしを以て

明和二年

一 十官民部に治海の也瘡あり古例依りて

一 十官民部に治海の也瘡あり古例依りて
一 十官民部に治海の也瘡あり古例依りて

一 十官民部に治海の也瘡あり古例依りて

一 十官民部に治海の也瘡あり古例依りて

一 十官民部に治海の也瘡あり古例依りて

一 十官民部に治海の也瘡あり古例依りて

一 十官民部に治海の也瘡あり古例依りて

一 十官民部に治海の也瘡あり古例依りて

一 十官民部に治海の也瘡あり古例依りて

一 十官民部に治海の也瘡あり古例依りて

一 十官民部に治海の也瘡あり古例依りて

一 十官民部に治海の也瘡あり古例依りて

一 十官民部に治海の也瘡あり古例依りて

一 十官民部に治海の也瘡あり古例依りて

一 十官民部に治海の也瘡あり古例依りて

一 十官民部に治海の也瘡あり古例依りて

一 十官民部に治海の也瘡あり古例依りて

明和三年

壬午十二月朔日権守細言少辨ふ色この二の二七
らせつる四十六歳なり

一 丁卯朔日一條関白左大臣道香使しつゝい息
女をいふ水戸守保保任朝臣は婚姻ありと謝し

まほ

一 旨 勅使の語教は枝橋とつゝい息これ公は是
ふふまほしうふふふと

一 十七日紅雲山所美為美の代末何後者正大臣獨り

一 廿五日中直りし一書司右大臣輔平公は入る事

一 五月朔日 初會少河のりし一公は門流洋得せらる

鷹司右大臣輔平公 青蓮院門流尊言法親王

梶井門流孝仁法親王 二條大納言垂成公平松

中納言時好公 近中納言公季公滋持井中納言

公壽公 執事孝茂公 雄公 梅公 前考預基康公 園

池前考 藤房 孝公 西程河 中將公 明公 程河 三條

中將^侍實月 院 幼子 中次官 榮長 朝倉 中將 隆建

藤井 右 多 院 孝 文 元 行 子 院 中 將 方 政 園 中 將 基 村

梅園 中 將 實 繩 梅 少 院 孝 院 院 中 將 定 福 富 中 院 孝 基

控儀良重と馬在控右中承光和極井右馬以供教意
光右左馬控江沈仲洋少控極右高北強口
人後名赤右のし右馬新の限もりて

一 五月十二日少右馬医多紀安元元惠く新右より医
学館送送北地と和国伍之可少て少右馬控

し

一 廿日右せらるる新証人何の形かを少の筆書
とれいの人、新右馬控がし右馬控の筆書
し右馬控の筆書

宿老少老向く控有司の筆書とれい何の筆書
少右馬控の宿老又少の筆書とれい何の筆書
し右馬控の筆書

一 六月二十日少月勤定まれし右馬控の筆書
少割のより少右馬控の筆書とれい何の筆書
少右馬控の筆書とれい何の筆書
少右馬控の筆書とれい何の筆書
少右馬控の筆書とれい何の筆書
少右馬控の筆書とれい何の筆書

明和二年

差の地へいりりお取ケられたり
子石のふりふりいりりお取ケられたり
新築のついでに
いりりいりり

一 七月廿二日令一
代業をせらるる
平人島のおり
よきと
よき制の外人

賃の人ねい

一 九月廿日
初てん
と新小橋
お年
一 十月廿日
お年

各名大友を以て致給ふ事せらるる事。 爲るの由り
亦尚致おき存存ふ事せらるる事。 爲るの由り

一 同日の日記せらるるは其医事紀安元元年の記

よよりし 神田佐之助小園宗教 神田宗教 宗教 神田宗教

はまされしよりし 官医の子弟及び官医市井医

まゝとすし 一のたよぬりしは其の由り

こふし 一人はぬらぬりしは其の由り

人の世にふりしは其の由り 東越漢字の医言中何れ

格致をまぬりしは其の由り 医言と其述一教筆也格

一 西暦の年を以てし 医政の事

一 西暦の年を以てし 医政の事

一 西暦の年を以てし 医政の事

一 西暦の年を以てし 医政の事

一 西暦の年を以てし 医政の事 加藤七

一 西暦の年を以てし 医政の事

一 西暦の年を以てし 医政の事 加藤七

一 西暦の年を以てし 医政の事

一 西暦の年を以てし 医政の事 加藤七

海軍少佐相良大尉の海軍少佐に就任せしむるに従て佐上級
中將に任せらるる

一 十月この日紀伊宰相を侍臣の才松平藤三郎が
従五位下少将に叙せしむる事ありと稱す

明和三年 丙戌

一 正月廿日 若菜の海軍少将に任ぜしむる事ありと
記す由りて海軍少将に任ぜしむる事ありと記す
若菜の海軍少将に任ぜしむる事ありと記す

代系一 中將より少将に任ぜしむる事ありと記す

一 二月卯日ある若菜の海軍少将に任ぜしむる事ありと記す
の如しは内院の方と稱すといふ一節あり

一 二日若菜の海軍少将に任ぜしむる事ありと記す
如しは内院の方と稱すといふ一節ありと記す
退き去る事ありといふ事ありと記す

一 廿日水戸宰相宗相に遊幸せらるる事あり

一 廿日猶次郎國門年七定國初等を考へしる事あり
加ふ事ありと記す

明和三年

一 千七百史の世の世より後せしむるに
 結する素人の細代三層入白布素置の物
 一 燭の物として月布とすししうて史中
 一 燭の物として月布とすししうて史中
 一 燭の物として月布とすししうて史中
 一 燭の物として月布とすししうて史中
 一 燭の物として月布とすししうて史中

一 千七百史の世の世より後せしむるに
 結する素人の細代三層入白布素置の物
 一 燭の物として月布とすししうて史中
 一 燭の物として月布とすししうて史中
 一 燭の物として月布とすししうて史中
 一 燭の物として月布とすししうて史中

一 千七百史の世の世より後せしむるに
 結する素人の細代三層入白布素置の物
 一 燭の物として月布とすししうて史中
 一 燭の物として月布とすししうて史中
 一 燭の物として月布とすししうて史中
 一 燭の物として月布とすししうて史中

其の先んていふ所の如く先文元年三月に
始りて清者の家へ歸りて其後下たる所を
叙任せらるる如きものなりと云ふ所の年十三日
を從三位とてたゞ其後中將の任へ又五年十二月
朔日參議の任へは二月廿九年三月九日とて
之を述べたり

- 一 其の先んていふ所の如く先文元年三月に
始りて清者の家へ歸りて其後下たる所を
叙任せらるる如きものなりと云ふ所の年十三日
を從三位とてたゞ其後中將の任へ又五年十二月
朔日參議の任へは二月廿九年三月九日とて
之を述べたり
- 一 其の先んていふ所の如く先文元年三月に
始りて清者の家へ歸りて其後下たる所を
叙任せらるる如きものなりと云ふ所の年十三日
を從三位とてたゞ其後中將の任へ又五年十二月
朔日參議の任へは二月廿九年三月九日とて
之を述べたり

秋孫子ある所の如く三百六十日

一 其の先んていふ所の如く先文元年三月に
始りて清者の家へ歸りて其後下たる所を
叙任せらるる如きものなりと云ふ所の年十三日
を從三位とてたゞ其後中將の任へ又五年十二月
朔日參議の任へは二月廿九年三月九日とて
之を述べたり

大和記神皇正統記の如く大和記神皇正統記の如く
の如く神皇正統記の如く大和記神皇正統記の如く
次山位記を叙任の如く大和記神皇正統記の如く
大和記神皇正統記の如く大和記神皇正統記の如く

明和三年
成西

出づるに...
て...
女...
口...
中...
表...
女...
后...
中...
大...
事...

一...
の...
を...
名...
元...
國...
右...
那...

明和之成

今言職をあらわし一及ふかにてはたかひに秘をあらわし
ゆきぬきりしとて活蹟のりしとてあしきりしとて
うしの作とふりしとて

一市ノ下法心院屋卒すうん殿中音楽を傳へ

あしきり

一^{十日}東叡山法心院庵の極と東叡山あて送らる

一十才り屋中細言宗勝々の邸ふね年同族を唐福
阿部伊豫守西名とて候しとて婦女と二信太夫おき良
み定婚のり作内いせらる

一七ノ下太助は法をあらわし年いかにいふとて女持は
いふのやあり是は任官の法をのりしとて奉給費
用とすといふけしあり

一十才り遠江金澤郡城を井上と和名に候しとて
定ふ遠江と石をいふとていふははたのありき
之うとて元文二年一とていふとていふとて
延享四年三ノ下が常陸西名守城より陸奥國磐城
平にうつりしとていふとていふとていふとて
江後下より教す所ありとていふとていふとて

明和三年

一 延文二年のころから後醍醐天皇の御代まで
 千一世紀の間に代々補せられた侍所司官の職を
 侍所の職名として、十年に一度、その代官を
 十三年に一度、その代官を、その代官の
 三年の間に二回、その代官を、その代官を、

一 十一年、その代官を、その代官を、その代官を、
 大抵、その代官を、その代官を、その代官を、
 したる、その代官を、その代官を、その代官を、
 代官の、その代官を、その代官を、その代官を、
 代官の、その代官を、その代官を、その代官を、

一 代官の、その代官を、その代官を、その代官を、

一 廿二の、その代官を、その代官を、その代官を、
 代官の、その代官を、その代官を、その代官を、

一 二十一日、その代官を、その代官を、その代官を、
 一人の、その代官を、その代官を、その代官を、
 代官の、その代官を、その代官を、その代官を、
 代官の、その代官を、その代官を、その代官を、

一 代官の、その代官を、その代官を、その代官を、
 代官の、その代官を、その代官を、その代官を、

一十月十九日 三條山 皇清海取 齋院 皇廟 御行 御成
せしむ 借書あり

一十月廿一日 此の儀 芝のり くらふ 大宮 御り 延福 寺 寺
あり

一十月廿二日 此の儀 海に 幸 形 御り くらふ くらふ くらふ くらふ
御り あり

一十月廿三日 此の儀 皇太后 御り くらふ くらふ くらふ くらふ
くらふ くらふ くらふ くらふ くらふ くらふ くらふ くらふ くらふ くらふ
御り あり

一十月廿四日 此の儀 皇太后 御り くらふ くらふ くらふ くらふ
くらふ くらふ くらふ くらふ くらふ くらふ くらふ くらふ くらふ くらふ
御り あり

明治四年丁亥

一月十日ニ縁山 文昭院殿壹康子三ニ下郡刑

詔命宗尹江の貴ハ子令渡部一卒云所ナラハ下略

一月十九日松平隆典守主村松平安麿守主蔵小園典共

國々河渠活利の助役命せらる

一月十二日尾浩中将治休仕徳尚の武行の道ニニ

一月十九日水戸中将治係ハ症瘧ニより少老酒井石見

守右体ニしニ守岡所ニニニ取酒治の武行ニニ

二月十二日ニ縁山 博信院殿壹康廟ハ松平右系大

文輝守代系す志の日 沖喜新ニ治信ハ口親より
阿於伊豫守ニ右後關ノのなり供事ノ事ニ指
揮ハ由危松平柳存ニ志信ハ側大ニ任下也志志親妹
南宮博小初りト云

一月十九日未別命云所ナラハ出火ニすニニ大史小ナル

一月十二日この傍日以谷門ハ志山大和守幸通郎より

失火ニすニニ大史小ナル

一月十日出火ニしニニ松平の縁山ニニ

一 一 一 一 一 一 一 一 一 一

あらう様すし一わら一いんあきあきいんあきあきあき
あきあきあきあきあきあきあきあきあきあきあきあき
せんらまき様せ一あて後おんあきあきあきあきあきあき
あら様あきあきあきあきあきあきあきあきあきあきあき
様あきあきあきあきあきあきあきあきあきあきあきあき
あきあきあきあきあきあきあきあきあきあきあきあき

一 ^チ廿五日同安右兵衛督家武仁息女松平お徳吉三寛小
定婚のうあき一と松平お徳吉三寛小松平お徳吉三
福屋あき作はらういんあ

一 ^{時表城の}

六月廿八日左殿様元但馬守涼朝病とまて殿と様す
事あき一と松平お徳吉三寛小松平お徳吉三寛小

お徳吉三寛小松平お徳吉三寛小松平お徳吉三寛小
西湖お徳吉三寛小松平お徳吉三寛小松平お徳吉三寛小

一 青柳お徳吉三寛小松平お徳吉三寛小松平お徳吉三寛小
加恩の代一万と松平お徳吉三寛小松平お徳吉三寛小

一 十日松平お徳吉三寛小松平お徳吉三寛小松平お徳吉三寛小
り

一 八月廿五日同安右兵衛督家武仁息女松平お徳吉三寛小

明和に訂

小室婚のひりこ二 松平大直と又輝と松平内儀と
庵福をのり作らる三

一 十三のちし中將治保の意敷と政らぬよりと松平
庵福と西條との松平を信を信に付はし三

一 十八のちし河内前を城を六井大隅と利信治保と一尺飲
二尺二寸とにわたるとは吉との成り利徳と頼と一の利

信との法は法も利有とのちし中興 忠直の日本

二のちしと河内前を城より封と頼と一の地の領り
と一は仕と一中興

一 廿一のちしと小室の成と織田の信長と信長は中興
らに成る信長と一の成は一の作らる中興一の成の
各田と成る再福と一の成は成と成と一の成と
一の成と一の成と一縣大城と一の成と一の成と
庵福と一の成と一松平と一の成と一の成と
一松平と一の成と一の成と一の成と一の成と
一の成と一の成と一の成と一の成と一の成と
一の成と一の成と一の成と一の成と一の成と
一の成と一の成と一の成と一の成と一の成と
一の成と一の成と一の成と一の成と一の成と
一の成と一の成と一の成と一の成と一の成と
一の成と一の成と一の成と一の成と一の成と
一の成と一の成と一の成と一の成と一の成と

くしをいさぐとたゞまきまらま威すたのいさぐとたゞまき
やけやをいさぐとたゞまきまらま威すたのいさぐとたゞまき
まらま威すたのいさぐとたゞまきまらま威すたのいさぐとたゞまき
八百八位階を二万石と納りて討死すたのいさぐとたゞまき
お尋ねしつたれに船治は門の七郎と申すたのいさぐとたゞまき
お尋ねしつたれに船治は門の七郎と申すたのいさぐとたゞまき
あつてつたれに船治は門の七郎と申すたのいさぐとたゞまき

世お侍とある所のおはしりしつたれに船治は門の七郎と申すたのいさぐとたゞまき
まの所つたれに船治は門の七郎と申すたのいさぐとたゞまき
お尋ねしつたれに船治は門の七郎と申すたのいさぐとたゞまき
お尋ねしつたれに船治は門の七郎と申すたのいさぐとたゞまき
お尋ねしつたれに船治は門の七郎と申すたのいさぐとたゞまき

つたれに船治は門の七郎と申すたのいさぐとたゞまき
つたれに船治は門の七郎と申すたのいさぐとたゞまき
つたれに船治は門の七郎と申すたのいさぐとたゞまき
つたれに船治は門の七郎と申すたのいさぐとたゞまき
つたれに船治は門の七郎と申すたのいさぐとたゞまき

- 一 九月五日相率内務以治政の大名お侍の部より出たす
- 一 岡九つとてお侍上様お侍公紅紅王息女 若狭守の御孫 様と
人よりお侍上様お侍公紅紅王息女 若狭守の御孫 様と
- 一 十月、相率大和守胡矩よりお侍上様お侍公紅紅王息女 若狭守の御孫 様と
のお侍上様お侍公紅紅王息女 若狭守の御孫 様と

何れも御政不務りなす。一、あるの位をその御備
より移し、一、あるの位をその御備より移し、
移し、一、あるの位をその御備より移し、
一、あるの位をその御備より移し、
一、あるの位をその御備より移し、
一、あるの位をその御備より移し、

申付と減縮し、一、あるの位をその御備より移し、
一、あるの位をその御備より移し、

一、十月十日、あるの位をその御備より移し、
一、あるの位をその御備より移し、

一、あるの位をその御備より移し、
一、あるの位をその御備より移し、
一、あるの位をその御備より移し、
一、あるの位をその御備より移し、

あまのついでに書ける中他はくし

二十一日の日の合せらるし一農氏のいふ事なる子
たまりしにふいふいふと産するに教す事なるは
より一子のいふ事

一十三日京極上信長公に親王皇女民部少輔藤原信
元りりしより一右の智字をいふより藤原信元
日々にまぬれより一

一十四日二日大内少輔信房の御殿に御座りしより一
事ありりりり一

一十四日民部少輔藤原信元京極上信長公に親王皇女
若くは民部少輔藤原信元の御殿に御座りしより一
ははしてし

一廿七日重信院の方二十三年四月より一奉定事
長御事書ははししに事法事書に村中香花和法三
廿七日出雲守に御座りしに事法事書に村中香花和法三
活に系封十八方とあるに事法事書に村中香花和法三
板の出廻り事法事書に事法事書に村中香花和法三
家の子一

- 活賢正純と和言の四柱を替の事らつていふに依り
 らぬと云ふ事ありの事術の母は伏見守替の邦の親を奉
 息女とて 徳川院殿と云ふ事ありの事らつていふに
 弟と云ふ事あり元文五年十一月十九日御息所
 月と云ふ事あり御所の事ありの事らつていふに
 和言と云ふ事ありの事らつていふに
 一 十二月朔日紅何事おき備の申細言の事あり
 一 同一年辰辰の事あり婿の事ありの事らつていふに
 武元朝と云ふ事ありの事らつていふに

- 一 九月尾は意門部地狭く世子の位格ありていふに
 万七子七百五十三増加あり
 一 十日の事あり和言の事ありの事らつていふに
 和言の事ありの事らつていふに
 和言の事ありの事らつていふに
 和言の事ありの事らつていふに
 和言の事ありの事らつていふに
 和言の事ありの事らつていふに
 和言の事ありの事らつていふに
 和言の事ありの事らつていふに
 和言の事ありの事らつていふに
 和言の事ありの事らつていふに

才の多しを極端とせむし

一 十日の間に弱しといふことばは、
Koushou no Koushou no Koushou no Koushou no
くのかたきとていふ事なるべし

一 十八日にもなるといふ文字は、
おまげとある事、
よーとありといふ事、
張の時のお場ふかといふ事、
一もふ張とある事

海軍の事

一 江戸の事、
の月影世田十といふ事

明治の事

一 江戸の事、
虎皮靴履用や、
大補治也、
也といふ事

一 十七日 紅毛の兵に討たれり 此の事 大細言殿より
 以落り 大細言殿より
 一 二十日 彼等兵に討たれり 大細言殿より
 出陣 山形城より 大細言殿より
 一 廿七日 群臣出陣 大細言殿より
 一 三十一日 彼等兵に討たれり 大細言殿より
 武蔵川 大細言殿より 大細言殿より
 一 廿七日 姫君は 大細言殿より 大細言殿より

一 十九日 大細言殿より 大細言殿より
 一 二十日 大細言殿より 大細言殿より
 一 廿一日 大細言殿より 大細言殿より
 一 廿二日 大細言殿より 大細言殿より
 一 廿三日 大細言殿より 大細言殿より
 一 廿四日 大細言殿より 大細言殿より
 一 廿五日 大細言殿より 大細言殿より
 一 廿六日 大細言殿より 大細言殿より
 一 廿七日 大細言殿より 大細言殿より
 一 廿八日 大細言殿より 大細言殿より
 一 廿九日 大細言殿より 大細言殿より
 一 三十日 大細言殿より 大細言殿より

明和五子

信言の事とよつりて大寺の事也井底大寺の唐藏
の事也の撰也とよつりて大寺の事也

一 十首百首の事とよつりて大寺の事也
の撰の事とよつりて大寺の事也
の撰の事とよつりて大寺の事也

一 大寺の事とよつりて大寺の事也
の撰の事とよつりて大寺の事也

一 大寺の事とよつりて大寺の事也
の撰の事とよつりて大寺の事也

一 大寺の事とよつりて大寺の事也
の撰の事とよつりて大寺の事也

一 大寺の事とよつりて大寺の事也
の撰の事とよつりて大寺の事也

一 大寺の事とよつりて大寺の事也
の撰の事とよつりて大寺の事也

明和五子

一 世王の末裔江流家の子を弒政らるるなりやねに因らるる

唐福一と二程の事とをくらひし 下書

一 世王の弟日出の由秋所城を秋元但馬も遠期政仕し

その旨より攝津も永期も不似る方石と懇懇一むこれ

遠期実の一程年人正貞朝を三男ありしなりとの誠

中書高承の子孫のゆき世しけしに其の世しと世副と

中ノ寛保元年九月朝のゆきししなりきたる敢て

攝津も一程一四の年一乃の事ありしは遠き元年

六月のやまを名るなり二年一乃の事ありしは遠き元年

一 世王の末裔一程の事とをくらひしなりやねに因らるる

一 世王の末裔一程の事とをくらひしなりやねに因らるる

一 世王の末裔一程の事とをくらひしなりやねに因らるる

一 世王の末裔一程の事とをくらひしなりやねに因らるる

一 世王の末裔一程の事とをくらひしなりやねに因らるる

一 世王の末裔一程の事とをくらひしなりやねに因らるる

一 世王の末裔一程の事とをくらひしなりやねに因らるる

一 世王の末裔一程の事とをくらひしなりやねに因らるる

一 世王の末裔一程の事とをくらひしなりやねに因らるる

明和五子

一 昭和三年六月廿一日
 昭和三年六月廿一日

一 昭和三年六月廿一日
 昭和三年六月廿一日

一 昭和三年六月廿一日

一 昭和三年六月廿一日

一 昭和三年六月廿一日
 昭和三年六月廿一日

一 昭和三年六月廿一日
 昭和三年六月廿一日

高院ふ納る御座りて人の信にまのこも直ぬといふ事
（一）

一 日又或るは汝等とわすれ相継子とて其後
とて事討たむと誓ひて相継をたのむを相継
とて其意に承りて其の事とて其の事とて
陰更由月之討を焼く上より其後其の故より
三月十日に信より致し其の事とて其の事とて
心加家より信より其の事とて其の事とて
其の事とて其の事とて其の事とて其の事とて

物討し其の事とて其の事とて其の事とて

一 八月十日備倉英格と清月尼 尼三信事其宗務台惠女 卒云

一 十哲尾張中於治休仁重刑とて其の事とて其の事とて
阿部伊豫守正右衛門供して其の事とて

一 廿七日門後園下の事其の事とて其の事とて

一 たりむ所事行信田其の事とて其の事とて
其の事とて其の事とて其の事とて其の事とて
次所定信日其の事とて其の事とて其の事とて
其の事とて其の事とて其の事とて其の事とて

明和五子

次は...
 存せらるるまじし初ら書海より此何なる宗彦の世に
 出立の途に信安とて時故とて...
 免さる日差すれり漢生より作る氏後...
 堂社番風破損せしと修繕せし...
 廿二日...
 廿七日...
 功ありし...
 収め終へし...

一 廿九日門前坂の屋敷のありし...
 一 十月二十日...
 一 廿七日...
 一 十月二十日...

明和五研

信禮をして遠く方石と懇しむの信後、寛正
二年十月十日封をして遠く方石の城より
城よりついで

一 十七日山廻り白旗早知と改賞利あり村より丹波路
二子儀より入るの例ありと見せしむ

一 十二月朔日水戸中將治保に参後、昇をせしむ

一 百二の秋定別鞠町より可なり史をさすすも大
史より致

一 首楯に下年之無陸多動定信後より百二儀

加寛正して寛正二百儀より

一 十七日少作由より一ノ号より一ノ縁形に後儀の
元日のありて是迄南の子縁より一ノは信の大意
中二の号を身元のありて北の障子より一ノは信
宗盛時より物より一ノは信の縁形より一ノは信
の南の縁より一ノは信の縁形より一ノは信の縁形
法妻を名すし、みゆの号より一ノは信の縁形より
一ノは信の縁形より一ノは信の縁形より一ノは信
一ノは信の縁形より一ノは信の縁形より一ノは信
一ノは信の縁形より一ノは信の縁形より一ノは信

に史一とあるは時をこれと誤りし

一 十六の使如石所の邊より出典して大史なるり
一 廿六日廿九上野西の幅原に松平掃部守忠松の子弟女
正名福とて送原二万石を贈しむは松平の功の言
蓋は忠徳の子少し事任十九年一月廿七日初忠の死を
とり十二万石位下位下に叙し大將少輔と稱し後忠を
少輔又掃部守忠元文元年甲子より改めしきし上野守
四年三月十四日忠徳をとりてその子一守忠何處郡某國
の報塔を公ふまじしとせしふよりして上野守破氷郡の

地ありつこれとのなりて下りた社の事ありぬ意は元年
閏十月朔日廿九日つり昭和元年閏九月廿七日は
封と傳して今此地ありつりこの下りたは十二二年壬午

一 二十日休出きりしつるふとて在班徳席浪合のとき
これまゝの如く封色のまゝ寄ふとてい色入はきは家
つぎ一年月元後をもん序とありすといふはな
心例可入する法養を為のこた富に班徳定はする
よりはめくより後忠の事い菊呂縁部治の上を
一 菊呂外傳の内菊呂縁部治より封書事事い

明和文子

その産後之由に對し又その事には其時
 をましとあり

明和六年己丑

- 一 正月十日より二條右大臣宗春公の嗣子首領と
 加らんに御しつゝの御事なり
- 一 七月庚申朔言宗春公の嫡女陽姫様御年七歳と
 嚴小室婚作出され宗春公の御事なり

- 一 七月 松平信隆と利通の御内印の御用御役宗春公
- 一 二月九日 信隆と安法は御事なり其後信隆
 孫大室公言悠と系封用^{三十二}四万三千九百石と繫
 この事宗春公の御事なり其後宗春公の御事なり
 宗春公の御事なり其後宗春公の御事なり
 七月 御事なり其後宗春公の御事なり
 廿日 宗春公の御事なり其後宗春公の御事なり
 宗春公の御事なり其後宗春公の御事なり
 宗春公の御事なり其後宗春公の御事なり

勅書ありしことおかしき一子に頼朝とぬまへし
の特旨ありし事

一 十音 淨土寺の御所の御所を築かざりし

一 十音 唐の御所の御所を築かざりし

一 廿一 寺を築かざりし御所の御所を築かざりし

一 廿二 此の月 淨土寺の御所の御所を築かざりし

一 廿三 此の月 淨土寺の御所の御所を築かざりし

一 廿四 此の月 淨土寺の御所の御所を築かざりし

一 二月廿日 東廟の御所の御所を築かざりし

一 代官より 淨土寺の御所の御所を築かざりし

一 此の月 淨土寺の御所の御所を築かざりし

一 此の月 淨土寺の御所の御所を築かざりし

一 此の月 淨土寺の御所の御所を築かざりし

一 廿七日 淨土寺の御所の御所を築かざりし

一 廿八日 淨土寺の御所の御所を築かざりし

一 廿九日 淨土寺の御所の御所を築かざりし

一 三十日 淨土寺の御所の御所を築かざりし

一 此の月 淨土寺の御所の御所を築かざりし

おのれしむる事さういふこと

一 廿二日水戸守に活信に一條岡白道香公の息女に代
り方とて嫁入りけりといふ所は伊豫守に在り候一書

三十一日

一 六月廿二日の以懸星車はふと一書
書せぬまかりに候りける秋のふらふらといふ
ひふみえ候

明和七
亥

明
和
字

明和八年七月三日因安大為江治察江のしとに松平左京
左衛門督が松平左衛門督に物法を授けて整封所へつき申
上仰りし旨又三月江治察江の民江治察江のしとに
しとに解きしに候しとてしとにきせしめ

城
西
法

同月三日越前守西條江の城をらぬに治察江のしとに
同月三日大為江治察江のしとに松平左衛門督の遣物を
きせしめしとてしとにきせしめしとに
しとにきせしめしとに

十二月十九日大為江治察江のしとに松平左衛門督が
解きしとに

明和八

佐藤守孫に依りし、妹女を姫とて、松平源助のちを娶り
子龍丸と名を賜せらる。一と仰せられたる言を、
て左にその言を傳ふ



安永元年四月十八日、蓮淨院危うせらる。ぬらうて、
と停産せらる。事二日、この園池に松平納言公左衛門の女
一と稱す。大納言隆盛の妻とて、
文昭院殿ののつく。とて、
由りせらる。とて、
まゝに、
まゝに、

られし、
の法よひ、

同年^{七月}十六日、輪王寺門前一品公、
實の國院一品、
貴人のひ、
帰王寺の道法親王の御、
古より、
この親王、
此待遇、
大納言殿、

安永元

廿のいゝのいゝよりいゝのいゝと停座せしむる事二百三
十月十日

安永元年十二月廿日浄岸院の事

浄岸院の事
関古大細言照定に廿日

大湯大湯久しく病をこころひしと遂にあらよるはふ
継世継世

うせのいぬよりてとるる音楽を停座せらる事七日

同日九日松平藩の事松平藩の事に松平の事と文輝

高はくして浄岸院の事香火料張りぬとていふ

大細言照古の張りぬなり同日十日この事を蒙る願

藩摩金座の事浄岸院の事方の事をいふより

本城よりとも南の事大細言照古の事とて後送せ

めらる

同年五月廿五日の日氏部江注海江の事備三席卒

音楽停座二日

安永二年十月三日氏部江注海江の事いふ事

とていふ事

十月七日氏部江注海江の事いふ事

同日九日氏部江注海江の事いふ事

より因注江注海江の事いふ事

らる西城よりとも

安永二

昔も
十月十日
廿三日
廿五日
廿七日
廿九日
十一月一日
十一月三日
十一月五日
十一月七日
十一月九日
十一月十一日
十一月十三日
十一月十五日
十一月十七日
十一月十九日
十一月二十一日
十一月二十三日
十一月二十五日
十一月二十七日
十一月二十九日
十二月一日
十二月三日
十二月五日
十二月七日
十二月九日
十二月十一日
十二月十三日
十二月十五日
十二月十七日
十二月十九日
十二月二十一日
十二月二十三日
十二月二十五日
十二月二十七日
十二月二十九日
十二月三十一日

中仍て中城古本國傳のち刀信房を自其の弟也

一 安永三年三月十日古本を代君とあり

一 安永三年三月十日古本の治家へ自其の弟也

越中守古本を代君とあり

一 十二日古本代君を代君にして信房の弟也 信房の弟也

把太利長刀一程を信房にあり

一 四日古本を代君とあり

一 九月八日古本に治家へ越中守を代君とあり

治家へ古本の中細言を代君の弟也とあり

一 古本の代君を代君とあり

一 古本の代君を代君とあり

一 古本の代君を代君とあり

一 古本の代君を代君とあり

一 古本の代君を代君とあり

一 古本の代君を代君とあり

一 古本の代君を代君とあり

一 古本の代君を代君とあり

一 古本の代君を代君とあり

路をせむの事おぼろしきと病りしおとみえ終り
世をこぼししものぬらふ年二十二と云ふ事ありて
とゆふにふかしのくさのふれ遠風とてけに雲ひて
野ののけをさしし文をよのき保く老に膝ひのゆる
也一財者このお世をきわりの泣血集積と老に
らふまゝの事大塚大舟とるまの伴後一後子殿と
思はれ仲とていせとて伴後とていせ又由を
力をめひらひ著述のきりぬと程を後とて保の
いありといふ事記文を伴後とていせとて一書

程とていせとていせとていせ

一 月九日田安所の事危山本落あまの信大を遠に
以書よの事大塚大舟の遊をせらば嗣子ありといふと
又名はる河のこ湯体色をありし内は田安所と
まゝの事人も田安所と程すといふといふこと
宣達院危松の中御言より松平大重と文靜ととの部
より保しし伴を後といふ事今も中あまの
と路をせむの事おぼろしきといふ事
おとみえ終り

二十有十八日此中細言信家公の遺るのものと献せらる
り新よる信家公の宗口信公の如く信公の信公の宗口
撤令の書架あり

一安永四年二月三日信公中細言を備へて松平松平左宗
右史新淳の相續作をなす

信公備へたの中細言宗將公の子ありしは兄忠誓
早世せしり公世継とあり富曆四年十一月朔日見元
幸の月一七日首領如くしり公の子ありしは兄忠誓
長重備へ給へり七月二十日新淳信公の信公の宗口

一叙任一明和二年三月十九日明和三年二月十九日
新淳封一五年三月十九日公の弟忠誓とありの宗口
新淳中細言の信公の信公の宗口
七日入るしと太真と改め文政二年六月二十日
日藏のしと信公とあり

一安永四年二月三日信公中細言を備へて松平松平左宗
右史新淳の相續作をなす
同年八月十三日信公中細言を備へて松平松平左宗
右史新淳の相續作をなす

安永

安永六年十月朔、松平左衛門尉文輝を宝蓮院に
のまゝに改し、松平親吉家次女種姫とす。
宗室にあらず、名作傳へせらるゝ。中部は田原
屋の長子松平、松平佐兵衛、松平左衛門、松平國
康福とす。

同月廿、種姫を中殿に迎へらる。

同年十一月、大工代友蔭の印松平屋母を継ぐ。不陸
五郎宗形下松平村の侯族向宗百歳を奉り、八十歳
子宗形百歳を奉り、八十歳宗形百歳を奉り、八十歳

長壽

二十歳多孫大門十一歳あり、子の宗形百歳を
奉り、宗形百歳を奉り、八十歳宗形百歳を奉り、八十歳
子宗形百歳を奉り、八十歳宗形百歳を奉り、八十歳

同月廿日、宗國文行

安永五年二月廿、河津新之助、民部左衛門宗國、
宗國の長子宗形、宗形百歳を奉り、八十歳宗形百歳を奉り、八十歳
子宗形百歳を奉り、八十歳宗形百歳を奉り、八十歳

安永

寛文此の頃...
色...
安永古事...
同年七月...
同月...
同年七月...
同月...
同年七月...
同月...

同年七月...
同月...
同年七月...
同月...
同年七月...
同月...
同年七月...
同月...

同年七月...
同月...
同年七月...
同月...
同年七月...
同月...
同年七月...
同月...

同年七月...
同月...
同年七月...
同月...
同年七月...
同月...
同年七月...
同月...

同年七月...
同月...
同年七月...
同月...
同年七月...
同月...
同年七月...
同月...

同年七月...
同月...
同年七月...
同月...
同年七月...
同月...
同年七月...
同月...

同年七月...
同月...
同年七月...
同月...
同年七月...
同月...
同年七月...
同月...

安永

一 同奉九月十日西城を治る是田を所一は其没おの願申
より二子幼解他正位小子成百石内二百石とあり

一 同奉三丁大寺水戸宰相治保仁子松平右衛門左衛門高
松平因治を康福と改し一は其女を姫と二條大御言治
者仁一國姫と名を門上御言高福の之を嫁に許り
安永六年より大寺及庄中御言高福の之を中納言無
世より成りしより一は其嗣子より一は支封掃部を攝と
嗣子と成りしは治りし一は其嗣子より一は支封掃部を攝と
田治を成りしは其嗣子より一は其嗣子より一は支封掃部を攝と

一 同奉の字より一は治行とあり一は其位の中將とあり一は
治りし其方より一は其位の中將とあり一は其位の中將とあり
の表つて一は其位の中將とあり

一 同奉二丁大寺水戸宰相治保仁子松平右衛門左衛門高

有徳院殿重頼 而心清教 心觀院殿の重頼初小
を須あり

二月八日

一 同奉三丁大寺水戸宰相治保仁子松平右衛門左衛門高
二月十八日 重頼中納言治行とあり
同奉三丁大寺水戸宰相治保仁子松平右衛門左衛門高

同奉三丁大寺水戸宰相治保仁子松平右衛門左衛門高

崖谷とる類かして傷あするものさる人あつたか
柄のり浮物の申より後後むしとふまよひあつたか
後存とあせせぬ

一 いりぬる後のいんをえ解たを試しあつた
いりぬる後のいんをえ解たを試しあつた

一 十月廿七 おとろの向ふ年をいひいひに若井に信兼
矩々の如く是と女三年のさる おとろの如く
らとら 富曆十二年の冬よりあつたかとはやせ
ち郎の如くは清き作と及奔一 おとろの如く
一 おとろの如く おとろの如く おとろの如く

十二月十六日 新井の如く おとろの如く おとろの如く

一 おとろの如く おとろの如く おとろの如く
一 おとろの如く おとろの如く おとろの如く

一 おとろの如く おとろの如く おとろの如く

一 おとろの如く おとろの如く おとろの如く

一 おとろの如く おとろの如く おとろの如く

天明元

と指麾すきじの存せしは

一安永九年一月りりり 老壽院殿の勅文宣旨下りり
よまへ板屋佐藤も 賜はりて是之の由公也佐藤王よ
つらひ

一四月九日 老壽院殿の方像靈牌とほりて一紙上
は浪をいふとていふ

一五明元年七月十日 氏親の法海に二里力三所
元年八月十日 西條有司彦吉
の字をいふとていふ事と移りていふ
一八月 松平月防と彦福田は二里力三所

一八月 松平月防と彦福田は二里力三所
と命をいふとていふ事と移りていふ
一八月 松平月防と彦福田は二里力三所

一八月 松平月防と彦福田は二里力三所
と命をいふとていふ事と移りていふ

一八月 松平月防と彦福田は二里力三所
と命をいふとていふ事と移りていふ

一八月 松平月防と彦福田は二里力三所
と命をいふとていふ事と移りていふ

天明元

天明元

一 天明元年九月十九日付の御付書に「榎本藩」
安芸守の御付書に「榎本藩」の御付書に「榎本藩」
の御付書に「榎本藩」の御付書に「榎本藩」
の御付書に「榎本藩」の御付書に「榎本藩」

一 天明元年十月十日付の御付書に「榎本藩」
の御付書に「榎本藩」の御付書に「榎本藩」

一 天明元年十一月十日付の御付書に「榎本藩」
の御付書に「榎本藩」の御付書に「榎本藩」

天明元

一 天明元年十二月十日付の御付書に「榎本藩」
の御付書に「榎本藩」の御付書に「榎本藩」
の御付書に「榎本藩」の御付書に「榎本藩」

一 天明元年正月十日付の御付書に「榎本藩」
の御付書に「榎本藩」の御付書に「榎本藩」

一 天明元年二月十日付の御付書に「榎本藩」
の御付書に「榎本藩」の御付書に「榎本藩」

長子兼中里之とて不承二万石を發一にその任兼
右厚与別任給ふるよし宣曆十年七月十九日父の家
に奉りきりし御書に兼中里の御書とある
一 宣曆十一年八月一日の御書に兼中里の御書とある
一 宣曆十一年八月一日の御書に兼中里の御書とある

一 天明二年十月十日の宣曆大綱言の御書に兼中里の御書とある
一 天明二年十月十日の宣曆大綱言の御書に兼中里の御書とある
一 天明二年十月十日の宣曆大綱言の御書に兼中里の御書とある
一 天明二年十月十日の宣曆大綱言の御書に兼中里の御書とある

一 宣曆十一年八月一日の御書に兼中里の御書とある
一 宣曆十一年八月一日の御書に兼中里の御書とある
一 宣曆十一年八月一日の御書に兼中里の御書とある
一 宣曆十一年八月一日の御書に兼中里の御書とある
一 宣曆十一年八月一日の御書に兼中里の御書とある
一 宣曆十一年八月一日の御書に兼中里の御書とある
一 宣曆十一年八月一日の御書に兼中里の御書とある
一 宣曆十一年八月一日の御書に兼中里の御書とある
一 宣曆十一年八月一日の御書に兼中里の御書とある
一 宣曆十一年八月一日の御書に兼中里の御書とある

東海とわらわさるるにり同いし 十 川口川口 川口
日暮りしとておもしろし 十 川口川口 川口
あめのおもはるるにり

一 天保三年七月の事家二夜よりりての縁女なる

一 四月十日紅何者流介治家と胡はより程姫のたより

中ノ事 細末の武りし事

一 中ノ事 同古月廿三 一 橋氏に於て治家との息女廣姫と傳ふら

とふより 大細言殿滅まれ書割しとより治家

書停春二百

一 同事より言ふの事入しめて西北の事ある事

事書のとら

一 日七夕程の事 一 日ありての事 一 日ありての事

砂と降す事 一 年の別す 一 日ありての事 一 日ありての事

砂降す事 一 年の別す 一 日ありての事 一 日ありての事

ますよりとら

一 日ありての事 一 日ありての事 一 日ありての事 一 日ありての事

粟の事 一 日ありての事 一 日ありての事 一 日ありての事

砂降す事 一 年の別す 一 日ありての事 一 日ありての事

瑞鳥天也長火氣也一して治済か入機すあやのせ
こまき以て治済の部すはいついからかまのい
たにありし中ふ七十の治済のいし数もあはるる
とらふは一奉詔して懸しあ

一 天明四年八月廿五日卯時松平藩藩主徳川家茂御
お駕つ時の大層下のあすいじの候す「一と金せは
いしと縁中の方口金文をいし

一 同日卯時新の重豪二死あつては縁中の方口金
十月^{十日}廿五日卯時松平藩藩主徳川家茂御

初もきい治済の松平因治も藩藩代者

一 同日卯時首領守細言宗尹にのち男山守平のい
二十三年因治といひ氏ねん治済のいしと金せ
張十枚

一 十二日午時松平藩藩主徳川家茂御は治済のいし
首領守平のいしと金せ一しと金せは治済のいしと金せ

一 天明五年正月三日辰刻に治済のいしと金せ
藩藩主徳川家茂御は治済のいしと金せは治済のいしと金せ

天明文

一 天明五年十一月三日 御前奉書 御座ニ在リテ御前ニ
方ヨリテ奉書

一 同日午九時 水戸守御所 御座ニ在リテ御前ニ
奉書 御座ニ在リテ御前ニ

一 同日午九時 御座ニ在リテ御前ニ
奉書 御座ニ在リテ御前ニ

一 同日午九時 御座ニ在リテ御前ニ
奉書 御座ニ在リテ御前ニ

一 同日午九時 御座ニ在リテ御前ニ
奉書 御座ニ在リテ御前ニ

十月
同日午九時 御座ニ在リテ御前ニ
奉書 御座ニ在リテ御前ニ
奉書 御座ニ在リテ御前ニ
奉書 御座ニ在リテ御前ニ
奉書 御座ニ在リテ御前ニ

一 同日午九時 御座ニ在リテ御前ニ
奉書 御座ニ在リテ御前ニ

一 同日午九時 御座ニ在リテ御前ニ
奉書 御座ニ在リテ御前ニ
奉書 御座ニ在リテ御前ニ
奉書 御座ニ在リテ御前ニ
奉書 御座ニ在リテ御前ニ

此は従臣位より位不叙任一由也其年十一月
左を海路由りてしむる事一十月廿九日
年一十月廿九日宣旨相見奉りて其由
二年九月廿九日且又改替りて其由
可りし事一十月廿九日宣旨相見奉りて其由
一十月廿九日宣旨相見奉りて其由
此一十月廿九日宣旨相見奉りて其由

一 天明六年正月十四日この日空蓮院をせりて
吉樂と停唐せりて其年一十月廿九日宣旨相見奉りて其由

公の女一十月廿九日宣旨相見奉りて其由
を以て中納言宗茂に命じりて其由
ら一十月廿九日宣旨相見奉りて其由
贈養後治家なる事一十月廿九日宣旨相見奉りて其由
ある事一十月廿九日宣旨相見奉りて其由
は一十月廿九日宣旨相見奉りて其由
ありし事一十月廿九日宣旨相見奉りて其由
有る事一十月廿九日宣旨相見奉りて其由
中納言一十月廿九日宣旨相見奉りて其由

と 七割に 中...
勘...

田...
一...

同...
一...

一 天明六年七月十七日...
天...
...

天明六

まつた年々をいひしむる舞の舞のわたりてをわさ
 ちていふやうなわさしむるやうにわさるる舞のわ
 早瀬の比大層なわさしむる舞のわさるる舞
 田舎舞のわさしむる平地のわさしむる舞のわ
 さいへ朝来の舞のわさしむる舞のわさるる舞
 しむる舞のわさしむる舞のわさるる舞のわ
 さいへ舞のわさしむる舞のわさるる舞のわ
 舞を七人の団圓のわさしむる舞のわさるる舞
 着井和戸利権門のわさしむる舞のわさるる舞

舞のわさしむる舞のわさるる舞のわ
 さしむる舞のわさしむる舞のわさるる舞
 舞のわさしむる舞のわさるる舞のわ
 さしむる舞のわさしむる舞のわさるる舞
 舞のわさしむる舞のわさるる舞のわ
 さしむる舞のわさしむる舞のわさるる舞
 舞のわさしむる舞のわさるる舞のわ
 さしむる舞のわさしむる舞のわさるる舞
 舞のわさしむる舞のわさるる舞のわ
 さしむる舞のわさしむる舞のわさるる舞
 舞のわさしむる舞のわさるる舞のわ
 さしむる舞のわさしむる舞のわさるる舞
 舞のわさしむる舞のわさるる舞のわ
 さしむる舞のわさしむる舞のわさるる舞
 舞のわさしむる舞のわさるる舞のわ
 さしむる舞のわさしむる舞のわさるる舞

由之の寛保二年とあり大おと稱せしるるに於
て是れ亦十信せりといふる一書のものなりしを
阿也といふの書にありしを以て是れと考
すといふにいひしはるるにあらざるに
るものなりといふるもいふるも
希者の美言なりと先徴とありしを
四月二十日紙を由西館に候て同館に
後進進候方右と繋ぎし

同年八月朔。願考後注書に十三日

行々の山側西の飛鳥を員総代系

一 八月廿日。山敷の申を外殿にお
出候は月よりいづれ水程を思ひ
某河津代齋院通於江葉と
ありしにありしより奥送大
を携せしにありしにありし
てありしにありしにありし
の間胡名ありしにありしに

七月
廿日
山敷
より
外殿
出候
なり

天明六

由は外郎殿の御心遣ひに候へり
かゝる御心遣ひに候へり
中侍の御心遣ひに候へり

同十六日、左近衛の御心遣ひに候へり
若林殿の御心遣ひに候へり
内殿の御心遣ひに候へり

同十七日、右近衛の御心遣ひに候へり

續せしむ

皇紀紀行
尾張
同十八日、尾張守細言宗春の二十三年の月忌に候へり
尾張守細言宗春の二十三年の月忌に候へり

皇紀紀行
元年十月
不元月

一、大細言宗春の御心遣ひに候へり
幸完は候へり
同十九日、右近衛の御心遣ひに候へり

同十九日、右近衛の御心遣ひに候へり
同廿日、右近衛の御心遣ひに候へり

天明六

一 行方... 大正... 盛...

御書

一 月廿五日... 大正... 盛... 席作と収め...

一 九月三日...

一 一...

一 一...

一 一...

一 一...

天明六

と他ふらへ

大細言殿より物受取申言目長少老を因縁後言賢を
よ大喪の事つゝとせしむと余せしむ

九名己の別大歎

十日も終りし物と辨れをり

弟ふふあるの士二人いそふい併してはけをせしむ

十九日中夜入山細言三人後終る

廿三日土敷山口華地終る本坊よりは場をり

廿九日山形南のうら産飾りて蓮光師をと稱せしむ

十月甲午年別法雲法大信の智教申教山より討地系
の修法あり午申別 靈柩を舟りす北栝樟柁の
門外より法雲法大信の智教申教山より大慈法
尚純淨望法亮又本坊法教況述へありて修法
一も法雲の法をぬる法教の法をたし例申す
さし中畧 丑申別 靈柩を舟りしも石櫛の法雲の
信長法大信の信徴あり 大細言殿の御事
と存つりしと申す 廿二日 大細言殿より
はき濁り

一十月廿五日京より 勅使西園寺公兼大納言兼左大臣
院使格本大納言実成に 女御仗是山前考成中
御重副に 女御仗是山前考成お身は 宣旨候高
比少細言福長左衛門の相中堂に奉向候
三位太政大臣と追贈せし是は 御賜に候
院使院敷と稱し奉候この日
三上 他院の表御と申し候 大納言 女御并 御重副等
三子程書の様色とを現向し申し津樂院宮人として
一々 奉願候旨候し候し候し

この 沖洲聰慧より四年知きより文学を好みき
まひあふ武藝を研精せしことより 有徳院殿
志ししは 御重副に及ぶ候ひらふあつぬ事あり
由しし あり常日忠意に候しし 御重副に及ぶ事
乃る也 御重副に及ぶ事と申し候ひらふ 女御を御重副に
と御重副に及ぶ事と申し候ひらふ 御重副に及ぶ事
ゆへに 所祖先代崇敬せし色は 御重副に及ぶ事
敬礼し 御重副に及ぶ事と申し候ひらふ 御重副に及ぶ事
宣旨院に御重副に及ぶ事と申し候ひらふ 御重副に及ぶ事

